

○議事日程

令和5年9月15日（金） 第4日

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員

10 名

1 番	長谷川 淳 君
2 番	村 山 博 司 君
3 番	松 本 暁 大 君
4 番	三 宅 祐 司 君
5 番	後 藤 友 紀 君
6 番	松 原 浩 二 君
7 番	櫻 井 明 君
8 番	渡 邊 憲 司 君
9 番	木 下 美津子 君
10 番	岩 田 晴 義 君

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

町	長	小 島 英 雄 君
副 町	長	傍 島 敬 隆 君
教 育	長	野 原 弘 康 君
会 計 管 理 者		井 上 哲 也 君
総 務 部	長	小 関 久 志 君
総 合 政 策 部	長	三 輪 学 君
福 祉 部	長	中 村 宏 泰 君
土 木 部	長	安 田 悟 君
住 民 部	長	岩 田 恵 司 君
総 務 課	長	服 部 貴 司 君

財 政 課 長 記 野 雅 之 君
総 合 政 策 課 長 撰 田 真 広 君



○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 堀 場 康 伸
書 記 西 脇 信 一 郎



開議

午前10時00分 開議

○議長（後藤友紀君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。



第1 会議録署名議員の指名について

○議長（後藤友紀君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第120条の規定により、議長において8番渡邊憲司議員、9番 木下美津子議員の両君を指名します。



第2 一般質問

○議長（後藤友紀君） 日程第2、これより一般質問を行います。

質問の通告がありましたので、順次発言を許します。

8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） おはようございます。

8番議員の渡邊です。議長のお許しを得ましたので、一般質問させていただきます。

1つ目は、町長の行動について質問させていただきます。

週刊文春電子版で岐南町長のセクハラ疑惑問題から始まった混乱は収まるところを知らず、7月10日には役場内で怪文書がまかれ、住民からは、ハラスメントだけでなく怪文書も容認する岐南町なのかと言われました。もちろん私自身、クリーンな町を目指しているので、ハラスメントも怪文書も許す町にするつもりはなく、怪文書に関しても、外部の人が役場内に侵入して怪文書を配った可能性から、不法侵入として警察に被害届を出すべきだと思いますが、なぜか町長も危機管理対策本部も何もしないとっておられ、後で警察に相談するとの回答に変わりましたが、犯人捜しはしないとの回答でした。

1. 全協の中で、怪文書を配ったのは外部の人間ではなく、役場職員だと認定し

ていましたが、職員が外部の人間にパスワードを教えることも考えられ、また当直の職員もトイレなどに行くこともあり、外部の人間が入る隙はあると思いますが、外部の人間ではない確実な理由を教えてください。

2. 町長は、職員のハラスメントは懲罰対象と言っておられましたが、この怪文書の内容は町長のハラスメントを擁護し、十分ハラスメントの内容で、なおかつ職場環境を悪くする業務妨害でもあると思いますが、なぜ犯人を捜さないのか。

3. 第三者調査委員会の決定をもって、町長は進退を決めるとおっしゃっており、ハラスメントの事実が出てきた場合は、2023年7月からの給料、賞与、退職金は返納する意思はあるのかと聞いたところ、第三者調査委員会の結果をもってしっかりとした対応をされると言っておられましたが、しっかりした対応とはどんな対応ですか。以上です。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 渡邊議員の1項目め、町長の行動についての1番目のご質問、外部の人間ではない理由についてお答え申し上げます。

現在、平日の夜間及び休日における庁舎セキュリティーは、業務時間終了後、役場庁舎正面玄関北側の職員用通用口以外は全て施錠し、職員による宿日直者を配置しております。そのため、時間外に庁舎内に職員が入室する場合は、入り口に設置されている認証システムにパスワードを入力する入退室管理システムにより管理されております。また、このパスワードについては、定期的な変更を行うことでセキュリティー体制強化を図っております。

しかしながら、厳密に誰がいつ入退室したかを特定することはできませんので、その部分に関しては、宿日直者が目視によって入室者及び入退室時間を確認し、宿直日誌に記録することで補完いたしております。ただし、宿日直者が電話対応している場合、あるいはトイレや見回り等のため席を外すこともありますことから、出入口への防犯カメラの設置や、職員本人のみしか入室できない静脈認証等の生体認証システムの導入などを検討し、庁舎のセキュリティー体制の一層の強化を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、2番目のご質問、怪文書の犯人を捜さない理由についてお答え申し上げます。

今回配布された文書は、岐南町職員有志一同として配布され、本件は地方公務員法の守秘義務違反、職務専念義務違反であること、警察の事情聴取が待っている、リークした職員には、その後、厳しい結末が待っているなどといった言葉を使用し、週刊誌にリークした職員を排除しようとする意図が読み取れることから、今後の調査委員

会の調査に影響を及ぼす非常に悪質な文書と言わざるを得ないと考えております。

そのため、7月25日に羽島警察署警務課にこの文書配布に関する相談をいたしました。しかしながら、警察が捜査をすることは、庁舎内が殺伐とし職員の士気が下がることが懸念されます。また、文書配布者の特定につながる証拠も少ないことから、立件が難しいように感じ、今回は相談にとどめたいと考えております。

なお、今回の配布文書の件は第三者調査委員会にも報告いたし、委員の弁護士からも、第三者調査委員会の調査に当たって、職員へ調査妨害や調査妨害に協力することは許さない、職員の分断をあおるような行動は人として許されないとのメッセージを掲載した文書を配布いたしております。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 渡邊議員の3番目の質問に対してお答えいたします。

現在は、第三者調査委員会に結論を委ねておりますので、その結果をもって対応します。以上です。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 議長のお許しを得ましたので、再質問させていただきます。

まず1つ目、怪文書の犯人を捜さない理由として、警察が捜査することにより、職員の士気が下がる。また、犯人の特定につながる証拠が少ないため、相談にとどめたと回答をいただきました。もし今後、第2、第3の怪文書が無作為に配布された場合はどうされますか。

次に、しっかりとした対応について、調査結果に対して誠実な対応をすると、6月議会の辞職勧告決議案を可決された翌日の6月23日の中日新聞朝刊の記事に、町長は、第三者調査委員会でセクハラと認められれば辞職すると述べられております。町民の皆様もしっかりと読んでおります。当然、その考えは変わっていないですか。以上です。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 3番目の再質問であります。先ほど答弁したとおりであります。それ以上ありません。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 渡邊議員の再質問についてお答えを申し上げます。

1度目の文書につきましては、警察への相談にとどめましたが、第2、第3の同様の文書配布は抑止しなければなりません。1番目のご質問でもご回答させていただきましたとおり、防犯カメラの設置や静脈認証等の生体認証システムの導入など、庁舎のセキュリティー体制の強化を検討しつつ、万が一、再び同様の文書が配布された場

合には、警察の捜査をお願いし、厳正な対応をいたしたいと考えております。以上で
ございます。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 渡邊議員の質問に対しては、議員全員がそう思ってみえますので、私も違うことでちょっと警察と接することはありましたので、しっかりと対応するように言っておきました。何課に関わらず、1課、2課、それから警務課、捜査第3課というんですか、ありますが、全部に話してきました。

厳正に対処して、今総務部長が答えてましたように、全員の、役場の職場の中を防犯カメラはできませんが、しっかりと入り口だけは防犯カメラをつけようと思っています。今、赤外線とか、それからピンポンと押せば画面が出ますが、それ以外には出ませんので、入り口については、職員の通用口についてはしっかりと対応していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 議長のお許しを得ましたので、再々質問させていただきます。

先ほど、町長が第三者調査委員会の結論をもって考えると述べておりましたが、やはり辞めるのか辞めないのか、しっかりお聞きしたいです。新聞等にはそういった発言をされているので、それだけはっきりお答えください。以上です。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 今は第三者調査委員会で調査している段階ですよ。何もまだ私のほうにも来ておりませんので、あの記事は私の意見は一つも入っていないんですよ。みんな一方的な向こうのことだけで、弁明しても全部カットなんですよ、文春は。そういうことを調べましたか。だから、その結果を待つてやると言っていますよ。だから、第三者調査委員会の結論を待つてやるから、それが黒だろうが白だろうが、なったときに対応しますのでよろしくお願いいたします。

全部同じことですので、だから同じです。第三者調査委員会の結論を待つてやりますから、それ以上のことを言ったら、これはパワハラですよ。何回でも何回でも答えていますよ。全協の中でも、ここの誰かの質問の中でも。よろしく。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 2つ目は、デジタル教育についてご質問させていただきます。

茨城県つくば市立みどりの学園義務教育学校では、全ての学年で先進的なデジタル教育を実施され、タブレットだけでなく、ノートパソコンも支給されており、移住してでも我が子を入れたいと願っている保護者もいます。

その理由の一つに、子供自身で問題をプログラミングし、友達同士で問題の出し合

いをすることで記憶に定着しやすくする方法も取られているだけでなく、体育の授業では、側転などの動画を録画し、側転できる生徒と側転できない生徒を生徒自身が比べて解決していくことで、思考力の向上、柔軟な考え、問題の本質を捉え、解決策と道筋、論理的な思考力の向上、クリティカルシンキング（主観や先入観にとらわれず物事を見る力）など、このようにデジタル教育では様々な効果が得られると言われております。

また、県教育委員会は、地域活性化のため、課題解決型の学習支援や情報通信技術（ICT）を活用した学びの普及を図るとし、指導改善資料を作成した上で、児童・生徒が学ぶ喜びを実感しながら知識や技能、思考力を高めていく事業づくりのモデルとなる取組を進めるとしてしています。

1. 現在、岐南町でも2020年デジタル教育の必須化に伴って行っている授業内容はどのようなものがありますか。

2. つくば市立みどりの学園義務教育学校のような環境問題解決策を端末で学習できるようなドローンや無人走行のプログラミングなど、環境と結びつけるだけでなく、デジタル社会で活用でき、社会に出てからも役に立つ教育を目指していくべきではありませんか。

3. いじめや心の病から不登校な児童もおりますが、ゆっくり精神的に治していき、社会性を養うことは最も重要で必要だと認識しておりますが、学校に行かないままでは勉強が遅れてしまい、より一層勉強も遅れてしまい、社会性が損なってしまう矛盾も考えられます。

そこで、ネットにつなげればいつでも勉強ができるシステムを導入してはいかがでしょうか。ネット学校であれば、不登校生徒だけでなく、学校の勉強についていけない生徒に対しても有効で、自分に合ったスタイルで学べるだけでなく、自宅に帰ってからも予習・復習もできるメリットがありますので、ネット学校を推進していくべきではありませんか。

4. 15年前まではタブレットを使った教育なんて考えられないと言われていましたが、現在はタブレットを使った教育が普通になってきており、今はVR教育が高校でできるようになってきております。岐南町も未来へ向け、VR教育も勉強していくべきではありませんか。

町長のご返答をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） では、渡邊議員の2項目めのデジタル教育についての1番目のご質問、デジタル教育の授業内容についてお答えをいたします。

現在、国は、デジタル化されていく学びを令和の学びのスタンダードとしております。GIGAスクール構想においては、児童・生徒が1人1台の情報端末を活用することを通して、個別最適化された学びを保障するものとして一層の推進を目指しております。

国は、その中で、ICTの活用により充実する学習の例として大きく4つ上げております。

1つ目、主体的な情報の収集・整理・分析のできる調べ学習。2つ目、文章の推敲作業や多様なメディアを交えた資料の作成。3つ目、遠隔地の子供、あるいは教室をつないだ学び。4つ目、情報の多角化に伴って、必要とされる情報モラルの教育などを上げております。

当町の小・中学校では、配付されたタブレット端末を活用して、以上4点の内容についてバランスよく学習が進められるよう配慮しております。特に、授業のオンライン化では、「つながる」というキーワードで授業内容や方法が波及し始めております。

昨年度、東小学校の4年生では、オンラインでパキスタンのカラチ日本人学校とつながり、それぞれの国の暮らし方について話を聞いたり、質問をしたりすることができました。今年度は、北小学校で山間部などの地域との交流を通して、多様な文化や価値観を学び、見方や考え方を広げられるよう準備をしているところでございます。

ほかにも、タブレットの録画・再生機能に着目し、フレームレコーダーとしての活用は、体育、あるいは理科の実験の様子再現などで日常的に使われております。

さらに、当町全ての学校で学習支援アプリ、ロイロノートを活用して、仲間とデータや、あるいは自分の作成した画面を共有して、そして双方向で学び合う実践も増えてきている、そういった状況でございます。

こうした実践を充実させるためにも、さきの7月28日に実施をいたしました羽島郡教職員研修会では、次の研修を行っております。

公民館講堂では、現在、鹿児島県に派遣をしている教員と交流するZoomの実演演習。あるいは岐阜工業高等学校の会場では、建設工学科と連携をして、ドローンプログラミング体験、あるいはCAD、あるいはBuilding Information ModelingというBIM、あるいはVR体験研修等、発展的な内容にも取り組んでいるところでございます。

続いて、2番目のご質問、デジタル社会で活用でき、社会に出てからも役立つ教育についてお答えをいたします。

社会に出てからも役立つ教育として、ICTのスキルについても計画的に育成するよう努めております。例えば、西小学校では、児童に身につけさせたいスキルを5つ

に分け、アプリケーションの基本操作からプレゼンテーションのスキルまで指導をしております。

また、今年度行われました西小学校の夏祭りでは、PTAやオヤジの会が岐阜工業高等学校と連携して、児童が感動するようなかわいいお化け屋敷のCGを演出して、大変盛況でございました。

教育委員会といたしましても、今年度、5月17日にドローンを利用したプログラミング研修を行い、教育への活用の可能性を探っているところでございます。このプログラミング学習につきましては、今年度、東小学校で先行実施を計画しております。

続いて、3番目のご質問、ネット学校の推進についてお答えをいたします。

学校におけるネットワークの活用は、児童・生徒の学びを止めない、あるいは児童・生徒一人一人に合った学習スタイルの確立という点で重要な意味があると捉えています。

当町の小・中学校では、マイクロソフトTeamsを活用して、全ての学校で双方向によるオンライン授業ができるようになっております。学校に登校していない児童・生徒に対して、家庭と教室をつなぐ授業を、あるいは教室に入れない児童・生徒に対して、別室と教室をつなぐ授業などを必要に応じて行っております。

また、学力・学習習慣の定着という点では、小・中学校ともにドリルアプリケーションの活用を行っております。このアプリについては、児童・生徒が一人一人に合った問題を選ぶことができることや、担当教諭が児童・生徒の進捗状況、あるいは定着状況を把握でき、適切な指導につなげられるよさがあります。

今後も児童・生徒の学びを止めないこと、そして学力・学習習慣の定着が図られるよう、アプリケーションの更新並びに職員研修の充実を図ってまいります。

最後に、VR教育についてお答えをいたします。

15年前には想像もしなかったことが現在では必須のアイテムになってきております。タブレット端末の先にあるものとして、VRもその一つであるかと思っております。画像表現によるCG、プロジェクションマッピング、プログラミングによるドローンやロボットの制御もやがては教材化されていくのではないかと考えております。

これらのことを推進するために町の関係部局と連携をし、まずは教育委員会や各学校の情報推進担当の職員が先進的な取組をしている学校や団体の情報交換会に積極的に参加できるよう配慮したいと考えております。

またさらに、郡内をはじめとして、専門性の高い高等学校からもデジタル機器を活用した教育に関する見識を学び、当町の児童・生徒が学び続けやすい環境をつくるこ

と、多様な見方や考え方を身につけること、コミュニケーション能力、思考力、判断力を育むこと等に努めてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 8番 渡邊憲司議員。

○8番（渡邊憲司君） 先ほどちょっと混乱した部分を録画をカットしていただくようお願いいたします。

〔発言する者あり〕

○8番（渡邊憲司君） そうそう、ちょっとしたところ。条文をカットするのと同じあれで。今のうちに言っておかんとカットできんで。

○議長（後藤友紀君） 暫時休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時28分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 2番 村山です。議長のお許しをいただきましたので、これより分割方式で大きく3つの項目について質問させていただきます。

まず最初に、道路整備推進についてお伺いいたします。

本町は、岐阜県最大の交通量の国道21号、22号、156号を有しており、岐阜―名古屋を結ぶ玄関口として交通需要が高まっているのは周知のとおりであります。国道の渋滞を避けるため、町内道路を迂回する車も通勤・通学の時間帯を中心に交通量が増加しているのも事実であります。交通量が増加する中、町としても交通量の動向や交通危険箇所を的確に把握し、より一層安全で便利な道路網、道路環境の整備が求められます。

そこで、4点ご質問させていただきます。

道路や公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進について、今後の道路や公共施設の整備において、車椅子利用者やベビーカー利用者、高齢者など全ての方が安心・安全・快適に利用できるよう考慮する必要があると思います。取組についてお伺いいたします。

2つ目、歩道の整備についてお伺いいたします。

道路において、車道の整備のみならず、歩道の整備もまた重要であります。段差の解消、勾配の緩和、点字ブロックによる視覚障害者への歩行補助等の整備状況についてお伺いいたします。

また、通学路の安全確保のため、歩道の整備のみならず、建築物の外壁、街路樹な

どの危険箇所の調査・改善が望まれます。今後の施策についてお伺いいたします。

3つ目、自転車交通マナーの啓発についてお伺いいたします。

昨年も自転車条例の際にいろいろご質問させていただきましたが、近年、警察庁によると、2021年、自転車乗車中の事故で361人が亡くなっております。このうちヘルメットを着用していなかった死者の約6割が頭部を損傷しております。また、死亡事故の多くは、自転車側の信号無視や一時不停止といったルール違反が原因となっているのが大半であります。

自転車は原則、車道を走行しなければなりません、普通の歩道も自転車で走行できる場合があります。

実例を示します。1つ目、道路標識等で通行できるとされた場合。2つ目、自転車の運転者が13歳未満70歳以上の場合。3つ目、車道または交通の状況から見て、やむを得ない場合。例えば、車道が狭くて自転車とも距離が近い、路上駐車が多く、避けて通行するのが困難などです。判断が難しいですが、違反すると罰金が科せられます。安全・安心なまちづくりのため、歩道・自転車道の整備が望まれるとともに、ヘルメット着用の努力義務、交通ルール遵守啓発が必要であります、町の考え、今後の予定についてお伺いいたします。

4つ目、縁石についてお伺いいたします。

道路移動等円滑化基準第7条において、縁石の高さは15センチ以上と規定されております。交通安全対策上必要な場合、特に主要な幹線道路において自動車の走行速度が高い場合には、縁石の高さを20センチまでにすると規定されております。国道は自動車の速度が高い主要幹線道路であることから、縁石の高さは20センチを標準と規定されています。町として整備しなければならない箇所、また民地への乗り入れに係る縁石の切下げなど、改造工事費の個人負担について、町の考えをお伺いいたします。以上です。

○議長（後藤友紀君） 安田 悟土木部長。

○土木部長（安田 悟君） 村山議員の1項目めのご質問、道路整備推進についての1番目、道路や公共施設などのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進及び2番目の歩道の整備につきましては、関連がございますので併せてお答えいたします。

全ての道路利用者が円滑に移動できるよう、道路管理者として道路施設の整備・改築を実施しているところでございます。バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入は、障害者や高齢者の移動を考える上で必要な整備であることを十分に認識いたしております。

本町におきましても、バリアフリー法に基づく移動円滑化の施策といたしまして、

歩道の乗り入れ部の段差解消や交差点待機場内の点字ブロック設置など、通行者の安全に配慮した対策をこれまでも実施してまいりました。

本町における都市計画上の指針である岐南町都市計画マスタープラン、道路・交通の方針の中では、町民の日常的な健康増進を高め、安全で安心して歩くことのできる歩行空間を導入すると掲げており、町の重要施策として推進しております。

現在施工中の都市計画道路、新所平島線事業につきましても、歩道の段差解消によるバリアフリー化、点字ブロックによる障害者に配慮した設計・計画にて整備を実施しているところでございます。

一方、既に供用しております町道につきましても、住宅地の分譲や集合住宅の建設、児童・生徒数の増減に伴う通学路の変更など、歩道の利用状況は日々変化いたします。歩行者の増加により安全対策を強化しなければならない場合は、その都度、詳細に検討し、状況に合った整備対応をいたしております。

整備の一例としましては、路肩のカラー舗装化やポストコーンの設置により歩車道を視覚的に分離し、車両運転者に通学路であることを強く認識させるなど、対策を図っております。

また、建築物の外壁落下、ブロック塀倒壊のおそれ、生け垣が道路にはみ出ているなどに対しましては、個別にお声かけを行った結果、ブロック塀、樹木の撤去などに至ったケースがございました。街路樹につきましても、日々のパトロール、剪定作業を定期的に行うことで適切な維持管理に努めているところでございます。

これまでの交通安全対策は、主として車中心の対策であり、歩行者視点の交通安全対策は依然として十分ではないと認識しております。また、本町の特徴としまして、幹線道路の渋滞を避け、身近な生活道路に入り込む通過交通が、場合によっては通学中の児童・生徒の安全を脅かす可能性もございます。今後もさらに少子高齢化が進むと考えられる中、高齢者の交通事故件数を減少させていくと同時に、未来を生きる子供たちを交通事故から守るために、安全で安心な道路・歩道整備に道路管理者として取り組んでまいります。

続きまして3番目、自転車交通マナーの啓発についてお答えいたします。

自転車は、道路交通法上の軽車両であり、本町には自転車専用道路や自転車通行帯として位置づけされている施設がないことから、原則、車道の左側を走行しなければなりません。

本町では、概成しております都市計画道路のうち、歩道・車道が分離しており、かつ公安委員会の自転車及び歩行者専用道の標識が設置してある歩道のみ自転車の通行が可能となっております。

自転車歩行者専用道路の設置には、道路構造令第39条の規定により、歩道幅員4メートル以上の幅員で整備する必要があるとございます。本町の歩道の幅員は、道路構造令第40条を遵守し、2メートルから2メートル50センチにて整備しており、自転車歩行者専用道路の設置には、用地の追加買収を行い整備する必要があるとございます。

歩道が設置されている都市計画道路沿線では、複数の住居や店舗が点在しております。専用道の整備には、用地の取得だけでなく、建物や工作物補償も伴う買収となるため、沿線住民の方々のご負担や事業費を考えますと現実的でないものと考えます。

歩行者の安全を確保する自転車歩行者専用道路や自転車通行帯の整備につきましては、社会・経済情勢、交通環境の見極めが必要であり、今後の課題の一つと捉えております。

現時点におきましては、道路交通法を遵守していただき、自転車を安全に利用していただくために、歩行者が優先であること、車道寄りの部分を徐行しなければならないことなど基本的な交通安全に関わる自転車安全利用五則、1. 車道が原則、左側を通行。2. 交差点では信号と一時停止を守って。3. 夜間はライトを点灯。4. 飲酒運転は禁止。5. ヘルメットを着用。以上を町民に周知徹底していただく必要があります。本町といたしましては、今後も定期的な街頭指導や広報紙等、様々な機会をもって自転車の安全な利用について啓発してまいります。

続きまして、4番目の縁石についてお答えいたします。

歩行者の安全を確保する上で、区画線や縁石など道路附属物を用いた歩車道の分離は非常に重要であります。しかし、幅員が4メートル程度の町内生活道路では、歩車道境界ブロックのような縁石を設け分離すると、車両の擦れ違いに支障を来し、円滑な通行の妨げになることが考えられます。

現在、本町の縁石により歩車道を分離している道路は、都市計画道路をはじめとした幅員の広い街路を除きますと、町道整備計画路線や水路を覆蓋化した道路幅員6メートル以上の路線であります。このような歩道整備は、町の計画事業として実施していることから、全額町費にて整備いたしております。

個人が負担する場合につきましては、既に設置がなされている箇所を自己の都合により乗り入れのため縁石を切り下げたり、位置を変更する場合があります。縁石による歩車道の分離は、基本的には町が交通安全対策事業として実施いたしております。

いずれにいたしましても、車道と路肩と縁石にて区分することは、車両の運転ミスや交通事故の際、路側帯に直接車両が飛び込むのを抑制する効果もあり、歩行者の安全を確保する上で非常に有効な対策であると考えます。

子供や高齢者を含む歩行者の安全を確保することは大変重要であります。今後も、

特に学校周辺の生徒・児童が多く通行する路線や、公共施設周辺など人の往来が多い路線を注視し、道路構造令を遵守した安全対策を図り、道路・歩道の整備を進めてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 土木部長、ご答弁ありがとうございます。

それでは、2つ目の質問に入らせていただきます。

2つ目は、岐南町障害者計画についてご質問させていただきます。

本町では、これまで笠松町と連携して広域での障害者施策が実施されてまいりましたが、障害者施策をめぐる近年の動向から、令和3年度、新たに岐南町としての障害者計画・障害者福祉計画・障害児福祉計画が策定されました。本計画は、全ての人が互いを尊重し、自分らしく生きる岐南町の創出を基本理念としております。

そこで、4つの項目についてご質問させていただきます。

1つ目、岐南町における現状の障害者雇用状況についてご質問させていただきます。

企業に義務づけられている障害者の雇用率について、今年度、厚生労働省は、現在の2.3%から段階的に引き上げ、2026年度より2.7%にすることを決めております。引き上げは2段階に分かれて行い、2024年4月に2.5%とし、2026年7月に2.7%に、また国や地方公共団体の雇用率は現在の2.6%を3年後に3%に、教育委員会の場合は現在の2.5%を3年後に2.9%に引き上げます。厚生労働省によりますと、2022年6月時点において、企業で働く障害者は61万人余りで、現在増え続けておりますが、雇用率を達成した企業は48%にとどまっています。

障害者の働く場を確保するため、障害者雇用促進法では、企業に対し、従業員に占める障害者の割合を一定以上にすることを義務づけております。厚生労働省は、障害者の雇用を増やす企業への助成金を拡充するなどの対応を進めていくことにしております。

ちなみに岐阜県においては、2022年度では全体で2.35%と基準値は上回っておりますが、一方で障害者雇用の法定雇用率を達成している企業の割合は55.1%と半分強にとどまり、未達成企業のうち6割が雇用ゼロ人という状況であります。2026年度に目指す2.7%を達成するには、単純計算で、岐阜県において障害のある方1,100名ほど雇用を増やす必要があると言われております。

障害者枠雇用の問題が社会的に取り上げられ、以前に比べ、障害のある人の就労に対する意識は改善されたと思います。しかし、求められる仕事内容と障害者の方が考えていた仕事の内容とが乖離し、面接を行っても採用に至らないケースも多々あるようであります。採用率の向上に努めるにはどうすればいいのか、共に考え行動をし、

障害者本人はもとより、本人を取り巻く環境の課題として取り組まなければなりません。障害者を受け入れる企業体制を整えること、さらには障害のある方も含めた多様な労働者が生き生きと働ける環境を整えることが必要であります。そして、使用者だけでなく、共に働く労働者も障害者への知見を深めることが肝要であります。障害者の自立に向けた施策をお伺いいたします。

2つ目、ひきこもり問題についてお伺いいたします。

今年度6月定例会での一般質問で、私は地域包括支援センターの利用状況について質問いたしました。それに対して、福祉部長から、8050問題や、ひきこもりの相談が令和4年度は本町では671件あるというご報告をお受けいたしました。

また、内閣府は、今年3月、ひきこもりに該当する方が全国で146万人との推計結果を発表しております。ひきこもりの定義は、自宅にいる15歳から64歳で、かつ半年以上、家族以外とは会話をしていない人とされております。

ひきこもりが長期化し、高齢の親80代と子供50代が生活に困窮する8050問題が深刻になっております。コロナ禍に伴い、ひきこもり状態にある人の増加が懸念され、厚生労働省が2023年度に全自治体を対象にした初の実態調査を行うことが報道されております。この調査は、都道府県と全市町村が対象で、これまでに扱ってきた相談事例について、例えばどこから情報を得たのか。これは親、本人、兄弟、地域住民など。2つ目として、この具体的な状況。3つ目として、支援の内容を中心に報告を求めるものであります。支援団体への詳しい聞き取りも検討されております。そして、2024年度には、支援マニュアルの策定がなされるものであります。

また、岐阜県においても、新型コロナウイルス感染症の影響で、当初想定していた8050問題もしのぐ小・中・高生のひきこもり事案が発生し、該当する人数を押し上げたように受け止められております。ひきこもりをめぐっては、団体や家族会は、必ずしも問題行動や疾患があるとは限らず、進学、就職、人間関係など様々な理由で自分らしく生きる意欲を失っている場合が少なくない指摘をされております。必ずしも精神科医による受診が全ての解決につながるとは思えないと思います。教育現場での支援体制はもとより、町の行政機関は、企業、社会福祉法人、自治会など協力体制の再構築を図り、包括的な支援体制が望まれます。関係部署のそれぞれのご所見をお伺いいたします。

3つ目、子供の療育、教育の充実についてお伺いいたします。

発達に不安を感じる児童数は全国的に増加傾向にあります。発達障害の診断基準の変更や、発達障害の概念が広く世間に周知されたことが要因として挙げられますが、一人一人の発達状況に合わせた適切な支援は今後ますます重要性が増していくこと

が見込まれております。年齢に伴って変化する生活に応じた切れ目のない支援を提供できるよう、関係機関との連携を深めることが必要不可欠であります。

また、障害のある子供の療育の充実を図り、社会的自立の支援も必要であります。障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶインクルーシブ教育は、誰もが相互に人格と個性を認め合う共生社会の構築において重要な役割を果たします。一人一人の特性や状況に応じた適切な支援を受けながら教育を受けることができるよう、関係機関との情報共有を図るとともに、教職員の研修の実施や指導力の向上、理解促進の施策が求められます。取組についてお伺いいたします。

4つ目、認知症患者の尊厳確保及び見守り体制についてお伺いいたします。

認知症患者と過ごす家庭は壮絶であります。ましてや家族介護で、さらには現役世代が介護と仕事を両立することは困難極まりなく、日常行政の手を借りなくては仕事にも影響するほか、最悪の場合、早期離職を余儀なくされるケースも少なくありません。

一方、認知症患者の立場では、脳機能は徐々に低下することから、その方の尊厳は十分に尊重されるべきではありますが、昼夜を問わず徘徊する問題行動を起こす疾患者もあります。過去には、徘徊による事故で家族介護が困窮する家庭もありました。こうしたことから、社会の認知症に対する理解と啓発に努め、地域全体での見守り体制が必要であります。認知症患者の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるよう、認知症サポーターの養成や、教育現場における児童・生徒への理解につながるような体制の整備は不可欠であります。ご所見をお伺いいたします。以上です。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 村山議員からの4点ほどのご質問を受けました。質問の順番が異なるかもしれませんが、私のほうからは2番目と3番目のことについて答弁をさせていただきます。

初めに、2番目のご質問、ひきこもり問題についてお答えをいたします。

教育現場におけるひきこもりは、不登校の問題として顕在化しております。岐南町の小・中学校における年間30日以上の不登校児童・生徒の出現率は、昨年度の統計によりますと、小学校では2.19%、中学校では8%でございました。年次での出現率は増加傾向にある現状でございます。

学校といたしましては、ひきこもりにつながる不登校の未然防止、早期対応のため、教育相談、心のアンケート、家庭訪問、ケース会の実施などについて、管理職や各校に配置されております教育相談コーディネーターが中心となって組織的な対応ができ

るように取り組んでおります。

さらに、教育委員会といたしましては、人的な対応として、教育相談専門員、心の相談員、スマイル岐南の指導員及びアシスタントなどを配置し、児童・生徒のニーズや保護者の不安等に十分耳を傾けられるよう対応しているところでございます。

続きまして、3番目のご質問、子供の療育、教育の充実についてお答えをいたします。

学校現場においても、岐南町障害者計画にありますインクルーシブ教育は非常に大切な教育であると捉えております。このことは羽島郡の全小・中学校で作成をしております特別支援教育の全体計画においても、交流及び共同学習として位置づけており、交流する双方にとってよりよいものになるよう学校全体で取り組んでおります。また、特別支援学校と行っております居留地交流につきましても継続して実施をしております。

それでは、発達に障害のある児童・生徒が一人一人の特性や状況に応じた適切な支援を受けられるための取組について、関係機関との情報共有と指導力向上と理解促進のための教職員の研修の2点からお答えをさせていただきます。

1点目の関係機関との情報共有につきましては、羽島郡では、教育支援委員会及び教育支援専門委員会というものを年間で8回実施をしております。この会というのは、羽島郡の医師会、県教育委員会、県立特別支援学校、小・中学校職員及び管理職、郡内の幼保こども園、町療育施設並びに担当課で子供の発達に対する支援方法の検討や就学相談の確認、審議・判定を行っております。

さらに、当町の小学校では、幼保こども園から円滑な接続が行われますように、夏季には教育委員会担当指導主事と各小学校の教育支援委員の教員が園を巡回し、年長児の様子や把握や、指導内容、あるいは方法の交流、小学校入学後の様子、成長等を説明しております。

さらに、保護者や園から要望がある場合には、年長児を対象にした言語のスクリーニングも実施をしております。

そして、冬の教育相談では、年中児まで対象を広げ、必要に応じて早期支援システムの個別相談も実施をしております。これは羽島郡独自で行っているものでございます。

今後も子供たちが発達の特性やニーズに応じた教育が受けられますよう、関係機関との情報共有や連携を図ってまいります。

続いて、2つ目の指導力向上と理解促進のための教職員研修については、さきに述べましたが、教育支援委員会と共に医療及び療育の専門家からご指導いただける教育

支援連携協議会を年2回ほど開催をしております。

また、羽島郡教職員夏季研修会においては、岐阜大学教育学部の村瀬 忍教授を招き、学習障害の理解とディスレクシアの支援のポイントについて研修をいたしました。

さらに、県教育委員会や県立特別支援学校の公開講座や、県労働局が主催をいたします発達障害者支援セミナー等にも積極的に参加をして、支援が必要な児童・生徒の理解と、指導・支援のポイントを学んでおります。

教職員の研修ではございませんけれども、岐阜県立聾学校主催の手話教室を実施しましたところ、公民館がいっぱいになる親子が参加をして手話を学んでおりました。こうした町民の方々の意識の高さがすばらしく、これからも大切にしていきたいというふうに思っております。

今後も児童・生徒のニーズや保護者の不安に寄り添うため、関係部局との相互連携を図りつつ、それを支援する教職員の資質向上が図られますよう、研修と組織の面で配慮に努めてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 村山議員の2項目め、岐南町障害者計画に関する1番目のご質問、岐南町における障害者雇用状況についてお答えいたします。

岐南町障害者計画は、障害者基本法第11条に基づき、本町における障害者施策を総合的に推進するための基本方針で、現在、令和3年度から令和8年度までの6年間の第3次計画が進行中であります。

また、岐南町障害者計画の推進を補完する位置づけとして、障害者総合支援法第88条に基づき、サービスの供給量や施策目標などを定めた第6期岐南町障害福祉計画及び児童福祉法第33条に基づくサービスの提供体制や施策目標などを定めた第2期岐南町障害児福祉計画がございます。

そこでまず、岐阜労働局が例年6月に調査を行います県内の障害者の雇用状況の結果をご紹介します。令和4年6月時点で、民間企業では、法定雇用率2.3%に対し、実雇用率は2.35%。公的機関では、法定雇用率2.6%に対し、実雇用率は岐阜県、これは知事部局でございますが3.2%、各市町村については2.71%。また、独立行政法人等では、2.6%に対し2.71%と、いずれも法定雇用率を達成しております。市町村ごとの統計は公表されておりませんが、ご参考までに、岐南町役場における実雇用率は2.37%であります。人数要件で算定数を上回っているため、法定雇用率は達成しております。

次に、障害者の就労支援の状況についてご説明申し上げます。

雇用契約を結んで就労訓練を行う就労継続支援A型は、令和3年度は45人、令和4

年度が46人で、令和5年度は8月末時点で49人と順調に増加しております。

また、雇用契約を結ばず、心身の状況に応じて就労可能な就労継続支援B型も、令和3年度は49人、令和4年度が55人、令和5年度は8月末で54人と堅調に推移しております。

その一方で、就労継続支援A型から一般企業に就労した方は、令和3年度及び令和4年度に各1名と、依然として厳しいのが現状であります。

そのほか、基幹相談支援センターによる就労支援、一般就労への移行や就労後の定着支援、岐阜県障害者総合就労支援センターの職業訓練事業の紹介など、障害者の経済的自立に取り組んでいるところであります。

そこで、障害者の人材紹介を行う民間企業が行った調査によりますと、就労活動で最も苦勞したことは何かを尋ねたところ、希望する仕事内容の会社が見つからない、希望する配慮を提供する会社が見つからない、自分に合う業界や企業・職種が分からないという回答でありました。

また、会社に求める配慮を尋ねたところ、病院への通院、就労時間や日数、休憩時間、転勤がない、相談しやすい環境など、心身の障害に対する配慮を求めており、事業者側の理解や就労環境の取組が重要であります。

障害者にとって就労は自立した生活を送るための手段であると同時に、社会参加や生きがいづくりでもあります。本町では、障害者の生活や就労支援を総合的に推進するため、岐南町障害者総合支援協議会において、各計画の進捗管理やサービスの在り方など議論を重ねております。今年度は、公共職業安定所や商工会、当事者である身体障害者福祉協会などで構成された就労部会におきまして、来年度の法定雇用率の改正に向け、雇用促進の強化策について議論する予定でございます。

続きまして、2番目のひきこもり問題についてお答えいたします。

議員ご説明のとおり、ひきこもりとは、就学、就労、家庭外での交遊などの社会的参加を回避し、6か月以上、家庭などにとどまり続けている状況と定義されております。ひきこもりは、家族問題や人間関係、疾病、障害、貧困など様々な要因が複合的に重なることで発生し、解決までには相当な期間を要し、問題解決には家族や友人など身近なキーパーソンの協力が不可欠であります。そのため、本町では、ひきこもりに至った要因や心身状況、当事者の主訴に応じ、障害や生活困窮などについては福祉課、高齢者や認知症については地域包括支援センター、メンタルヘルスは健康推進課を担当窓口とし、相互に連携して対応しております。

また、必要に応じて岐阜県精神保健福祉センターのひきこもり地域支援センターへの相談や、家族向けの相談会やセミナーに関する情報提供、あるいは専門医療機関な

どの紹介も行っております。

さらに、ひきこもりや虐待などの問題解決を含めた孤独・孤立対策を推進するため、本年2月に岐阜県が設立した岐阜県孤独・孤立対策官民連携プラットフォームに本町も参加登録したところであります。この組織は、自治体や社会福祉団体、NPO団体などで構成されており、社会的孤立から派生する自殺やひきこもりなどに関する事例検討や、協働の仕組みづくりに向けた議論を通じ、本町における政策立案の足がかりにしてまいりたいと考えております。

次に、4番目のご質問、認知症患者の尊厳確保及び見守り体制についてお答えいたします。

本年6月、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が公布され、自治体の責務として、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に実施することが明記されました。この法律には多くの当事者や家族の思いが込められており、各施策の推進に当たっては、支える家族だけでなく、当事者自身が望む施策を策定することが重要であるとされました。この考えは、平成25年に制定された障害者差別解消法の理念にも通じるものであり、認知症患者に対する合理的配慮が求められます。認知症と障害福祉との関係性で申しますと、認知症を理由に精神障害者保健福祉手帳を取得されるケースがございます。手帳を取得した場合、自宅での入浴、排せつ、食事などの居宅介護サービスや短期施設入所、独り暮らしに必要な生活力を補うために居宅訪問を行う自立生活援助など障害福祉サービスが利用可能であります。

しかしながら、高齢化に伴い、障害者手帳に該当しない認知症患者や、介護認定を受けない方の中にも認知症と疑われる方が増加しており、認知症患者の尊厳確保と見守り体制の強化は大きな課題であります。

そこで本町では、昨年度実施した高齢介護に関するアンケート結果、認知症カフェ事業や認知症多職種連携会議での意見を踏まえた基本目標などを現在策定中の第9期岐南町高齢者福祉計画・介護保険事業計画に反映させてまいりたいと考えております。

次に、認知症患者の見守り体制につきましては、まず平成24年度より実施しております高齢者見守りネットワーク事業がございます。この事業は、新聞販売店や電気・ガス会社、配達業者などが家庭訪問時に高齢者の生活上の異変に気づいた場合、役場に通報する仕組みでございます。

また、認知症患者を含めた高齢者全体を見守る仕組みといたしまして、高齢者世帯等見守り事業がございます。この事業は、見守りを希望する高齢者が家族や知人などの緊急連絡先や、病気などを記載した個人情報をも町へ登録いただき、地域包括支援センターや民生委員、社会福祉協議会などが健康づくりやサロン活動のチラシ配布、行

事への参加呼びかけなどを通じて見守る事業でございます。民間事業者や地域住民と一体となったこれらの見守りシステムと並行して、地域包括支援センターや社会福祉協議会の職員による戸別訪問や相談、電話による安否確認など随時行っており、認知症の疑いがある方の早期発見に努めております。

さらに、昨年度より、岐阜県羽島警察署の協力の下、認知症高齢者の徘徊や行方不明を防ぐため、高齢者見守りSOSステッカー事業を実施しております。認知症やその疑いがある方のご家族の申請に基づき、登録番号入りの見守りSOSステッカーを1人当たり30枚配付し、対象者の衣服や所持品に貼付していただくものでございます。ステッカーには地域包括支援センターや警察署の電話番号も記載されており、対象者を発見した際に通報いただくものであります。

認知症患者の徘徊防止や見守り支援は、地域ぐるみの理解や協力も重要でありますので、毎年、認知症サポーター養成研修を実施し、地域サロン、老人クラブ、民間企業、小学校5年生などを対象に、認知症に関する知識や情報の普及に努めております。

いずれにいたしましても、認知症患者やそのご家族が地域で安心して生活できる環境を整え、岐南町に住んでよかったと実感していただけるまちづくりに努めてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 2番 村山博司議員。

○2番（村山博司君） 教育長、福祉部長、ご答弁ありがとうございます。

それでは、3つ目の質問に入らせていただきます。

3つ目は、人権問題とネット中傷問題についてご質問させていただきます。

去る令和5年7月12日にタレントのryuchell（りゅうちえる）さんが27歳で急死されました。ryuchellさんは、タレントpeco（ぺこ）さんと結婚し、第1子男児をもうけております。しかし、高校時代、母に男性が好きと打ち明けた過去があるなど、昨年8月に離婚しても、新しい家族の形として同居を続けていました。彼の新しい家族の形は、夫と妻ではなく、人生のパートナー、そしてかけがえのない息子の親として家族で人生を過ごしていこうとツイッターで宣言し、法的な夫婦関係を解消されました。現在、警察による動機の解明が進められてはいますが、彼がSNSの誹謗中傷に悩まされていたことは確かなようであります。

ここで、タレントの方のご意見を紹介します。爆笑問題の太田さんが、SNSの誹謗中傷については、ここまで匿名で悪意をぶつける。人類はここまで落ちたか。今が人間一番ひきょうになった。次の世代やZ世代の後の世代は、親を見て、あんなふうにしたくないと思ってだんだんと改善されることを期待したいと。また一方、加害者に対しては、1回でも人に対して書き込んだ人は、自分は絶対覚えているはずです。

誰にも見つからなくても、自分は一生覚えているだろうってことはもしかしたら考えたほうがいいですよとテレビ番組で呼びかけております。

また、自身もネット上の誹謗中傷に悩まされてきたタレントの中川翔子さんは、ツイッターでryuchellさんの死を悼み、人のことを誹謗中傷した人には絶対罰が当たると思う。放った言葉は自分にも返ってくるよと投稿してみえます。

一方、ryuchellさんの急死で現在誹謗中傷をした人がコメント投稿やアカウントを削除する動きがあると報じられております。ネット上の誹謗中傷をめぐるのは、昨年6月の定例会でご案内した2020年の木村 花さんの一件もきっかけとなり、2022年7月に侮辱罪を厳罰化する改正刑法が施行されました。法定刑の上限が引き上げられ、1年以下の懲役・禁錮、30万円以下の罰金などが加わるなど厳罰化されました。それでも誹謗中傷がいまだに根強く、差別的な発言や存在そのものを否定する心ない発言が少なくありません。死ね、殺すなどといった直接的な表現を避け、隠語を使った「タヒね」（死ね）、「●す」（殺す）などを使う等、悪質な例も後を絶ちません。インターネット上での悪質な書き込み、誹謗中傷、秘密暴露などは、今や大きな社会問題となっております。

事例を申し上げます。1つ目、就職活動や転職活動に内定をもらっていたのに、突然不採用になった。2つ目、子供の受験に影響が出ている。3つ目、婚約が解消されてしまった。4つ目、会社の業績の悪化、売上げの低迷。5つ目、銀行融資が破談になったなど、様々な問題点が指摘されております。法人、個人を問わず、人生を狂わせております。放置してしまうと生活に重大な損失を生む可能性があります。断じて許されるものではありません。心の強い人は対策を立てるかもしれませんが。心の弱い人は独りで悩んで、相談もできず、自殺に追い込まれています。

総務省のSNS上の誹謗中傷対策のスローガンは、SNSはハートをつなげるものである。誰かを傷つけるためにあるのではない。もう一度言います。SNSはハートをつなげるものである。誰かを傷つけるためにあるのではないと提唱しております。

3項目について質問いたします。

まず1つ目、自殺対策の推進についてお伺いいたします。

新型コロナウイルス感染症の影響で自殺者が急増したことがマスコミ等でよく報道されましたことは周知の事実であります。自殺は深刻な社会問題と認識され、平成18年に自殺対策基本法が施行されました。平成28年には、自殺対策基本法が一部改正され、自殺予防の取組強化のため、地方公共団体に自殺対策計画の策定が義務づけられました。

この計画により、「いのちを支える町 ぎなん」を基本理念とし、岐南町自殺対策

行動計画が策定され、誰もが自殺に追い込まれることのない町の実現を目指すとうたっております。岐南町自殺対策行動計画の中身は、町全体でつながり、支え合うことで誰も自殺に追い込まれることのない町を目指し、役場内だけでなく、地域全体で生きるための支援や心の健康づくりに取り組むとされております。しかしながら、この計画はコロナウイルス感染症以前に策定されたものであり、最近のSNSによる誹謗中傷による自殺者の増加など、自殺対策に対する取組の見直しが必要であります。

最近の岐南町における自殺者の数、特徴及び自殺者数の推移についてお伺いいたします。

また、自殺対策に対する取組として、地域におけるネットワーク強化、自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知、生きることへの促進要因への支援、児童・生徒のSOSの出し方に関する教育の基本施策が、また重点施策として、無職者・失業者への対策、生活困窮者、高齢者への対策として、相談できる窓口や相談機関を周知することです。

町における支援の施策として、健康推進課、教育委員会、福祉課、保険年金課、総務課、地域包括支援センターなど、関係各部署が連携して自殺対策に取り組んで施策を推進していると思いますが、自殺対策を支える人材の育成、いわゆるゲートキーパーの養成はとりわけ重要な課題であります。また、相談窓口を分かりやすくすることも必要であります。今後の取組についてお伺いいたします。

2つ目、学校教育での人権問題の取組についてお伺いいたします。

昨年度、文部科学省で行われた全国いじめ問題子供サミットで、岐南中学校の女子生徒が参加し、いじめ問題の取組について発表しました。本年6月17日、岐南町少年の主張発表会の場で、最後に女子生徒3名のいじめをなくす学校づくりの発表がありました。今回、「ぎなん議会だより51号」の表紙に発表した女子生徒3人の笑顔を掲載させていただきました。彼女たち中学生がいじめ問題を分析し、いじめのない学校づくりに取り組んでいる姿には非常に感銘しました。非常に恥ずかしい話ですが、我々大人も大いに見習う必要性を感じました。いじめの撲滅に向けて、教育現場での今後の取組、そして成果についてお伺いいたします。

3つ目、町としての人権問題の取組についてお伺いいたします。

先日8月24日、岐阜県町村議会議長会主催による新任議員研修会が行われ、新潟県立大学国際地域学部准教授の田口一博さんを講師にお招きし、勉強会がありました。講師の説明では、会議のルールの中で、議員としての発言、禁止事項と制裁について、地方自治法第132条で普通地方公共団体の議会の会議または委員会においては、議員は無礼な言葉を使用し、他人の私生活にわたる言論をしてはならないとあります。ま

た、違反した議員に対しては、地方自治法第134条で、議決により懲罰を科すことができるわけで、議員に対しては高い倫理観が求められるのは当然であります。また、会議、委員会以外の場でも言論を慎むのは当然でありますとのご指摘がありました。

言論の自由よりも基本的人権が尊重されるのは当然で、根拠のない誹謗中傷をして相手をおとしめるのは許される行為ではありません。さきの質問でも述べたとおり、中学生の皆さんがいじめのない学校づくりに取り組んでいます。そして成果も出ています。我々大人社会では、いつまでたってもSNSによる誹謗中傷が後を絶たないのは情けない限りです。

インターネットによる誹謗中傷に対して、総務省、法務省、警察、岐阜県が相談窓口を開設しております。しかしながら、解決には時間がかかります。田口一博先生は、警察に直接相談するのが一番早い解決法だとおっしゃっていました。警察への相談は、町民にとってはハードルが高く、相談しにくいという意見もあります。町民が相談しやすい町独自の相談窓口をつくり、町と警察への寄り添うホットラインなどをつくって、素早い対応が必要不可欠であります。まずは我々議員も襟を正し、誹謗中傷を許さないまちづくりを推進しなければなりません。町民へのより一層の広報活動に取り組んでいただき、誹謗中傷のない明るい町を目指していこうではありませんか。町の取組についてお伺いいたします。以上です。

○議長（後藤友紀君） 野原弘康教育長。

○教育長（野原弘康君） 村山議員の3項目め、人権問題とネット中傷問題についての2番目のご質問、特に教育現場での取組についてでございますが、令和4年6月と12月にこのご質問と関連した答弁をさせていただいております。それだけ重要なことであるという認識の下、それと重ならないようにお答えをしたいと思います。

人権問題につきましては、全ての学校において毎年度、人権教育の全体指導計画を作成し、指導内容とともに指導方法の見直し、改善を図っております。それに基づき、思いやりの心を育むとともに、身近な生活の中にある様々な人権侵害に対して適切な解決方法を身につけるように指導しております。

中でも、ネット上の誹謗中傷やネットトラブルは、近年の生徒指導事案の中で大きな問題となっております。学校では、外部講師を招いた講演会、あるいは教育委員会・警察が作成した啓発資料を用いて、心情、情報の科学的な理解、情報機器の特性、法律等の側面から重ねて指導をしております。

令和4年度に実施いたしました情報モラルに関する比較調査では、学校で情報モラルや利用マナーの指導を受けていると回答した生徒が岐南中学校1年生では100%になりました。特にネットによる誹謗中傷の問題については、こうした行為に至った背

景を読み解き、児童・生徒の心情や動機につながる共感的理解を基盤としながら、十分に問題を自覚するよう指導に努めております。

さらに、心の耕しという点では、例えば特別な教科道徳において、正直、誠実、親切、思いやり、規則、社会正義など、人として大切にすべき価値を学んでおります。

現在、羽島郡二町教育委員会で採用している道徳の教科書には、情報と向き合うという項目が、中学校では情報モラルという項目が位置づいております。また、全ての学校において、人権課題について取り組む「響き合いの日」を設け、学校全体で人権課題を考えるとともに、日常において大切にすべきことを意識できるよう努めております。

昨年度、岐南中学校の生徒会メンバーが岐阜県の代表として文部科学省主催の全国いじめ問題サミットに参加をし、発表をしましてまいりました。岐南中学校では、いじめや差別が起きる原因として、人の違いに目を向け、誰でもどこかでマイノリティー、マイノリティーを理解すること、そして仲間のよいところを伝え合うことを通して、一人一人を大切にしている学校を築いていると発表しました。本年度の岐南町青少年の主張大会においても発表してくれましたが、皆様の記憶には新しいのではないかと思います。

数年後には、こうした意識を持った生徒が社会に巣立っていきます。学校での学びと社会にずれがあれば、当然不信感を抱くでしょう。大人は皆教育者というスローガンもあります。誰もが社会を動かしている一人として、議員ご質問の中にも述べられておりました数々の問題に真摯に向き合い、一人一人がウエルビーイングを実感できる社会を目指していけたらよいと願っています。

これからもそれぞれの学校では人権問題を大切にして、今起こっている問題の早期発見・早期対応、さらには未然防止に努めるとともに、根底にある児童・生徒の心を耕し、心が満たされる場をつくることに努めてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 村山議員の3項目め、人権問題とネット中傷問題に関する1番目のご質問、自殺対策についてお答えいたします。

厚生労働省と警察庁が毎年公表している自殺の状況によりますと、令和4年度の全国の自殺者数は2万1,881人であり、1万人当たり1.8人が自殺した計算になります。男女別に見ると、男性は13年ぶりの増加、女性は3年連続の増加でありました。

自殺の主な原因は、健康問題が最も多く、全体の45%、家庭問題が16.8%、経済問題が16.6%と続き、鬱病など様々な要因が複雑に重なり合って引き起こされるものと考えております。

一方、本町では、令和元年度がゼロ人、2年度が3人、3年度が1人と、1万人当たり平均0.5人の割合で推移しており、全国と比較して、自殺で亡くなる方の割合は少ない傾向であります。なお、自殺の原因までは公表されておられません。

本町では、平成18年に国内の自殺者数が3万人を超えたことを契機に制定された自殺対策基本法に基づき、令和元年3月に岐南町自殺対策行動計画を策定し、自殺防止に取り組んでまいりました。

具体的な取組といたしまして、住民からの深刻な相談を受ける役場職員の資質向上のためのゲートキーパー研修、生活困窮者に対する相談事業、心配事相談事業、妊産婦に対する心の相談のほか、保健師による相談を随時受け付けております。

また、岐阜県精神保健福祉センターの若者向けのSNS相談、24時間フリーダイヤル相談などのサービスも有効に活用しております。

これまでの対応の一例をご紹介します。

子育て世代包括支援センターに産後鬱の母親からセンター職員に電話があり、里帰り先で自殺をほのめかしたため、センター職員と里帰り先の自治体の保健師と連携し、自殺を思いとどめさせたという事案が過去にございました。

自殺を予防する取組は、行政による努力だけでは限界があります。また、自殺予防対策は最後のセーフティーネットであります。そのため、民生委員、人権擁護委員、地域の見守りボランティア、社会福祉事業者など支援者向けのゲートキーパー研修の開催や、自治会の行事等における普及啓発の協力など、住民同士の身近な支援体制の充実に努めてまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 小関久志総務部長。

○総務部長（小関久志君） 村山議員の3項目め、人権問題とネット中傷問題についての3番目のご質問、町としての誹謗中傷対策についてお答えを申し上げます。

近年、特定の個人に対して多くの誹謗中傷の書き込みが行われる、いわゆる炎上事案や、社会不安に起因する誹謗中傷が行われるなど、インターネット上での、特にSNS上での誹謗中傷の問題が深刻化しております。

こうした誹謗中傷の問題に関しましては、幾つかの相談窓口がございます。インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルについて、解決策について相談したい場合は、総務省が設置する違法・有害情報相談センターがございます。

また、解決策の中でも、インターネット上の書き込み、画像を削除したい場合は、違法・有害情報相談センターのほか、法務省が設置する人権相談、セーフティーインターネット協会が設置する誹謗中傷ホットラインやセーフラインがございます。

さらに、身の危険を感じている、あるいは脅迫されていると感じた場合は、警察の

サイバー犯罪相談窓口が、また書き込んだ相手に損害賠償を求めたい場合は、弁護士、あるいは最寄りの法テラスが、インターネット上での違法・有害情報を見つけた場合は、警察庁が設置するインターネット・ホットラインセンターが相談窓口となっております。

このように国などの設置する相談窓口が非常に充実しているため、現時点で本町による独自の相談窓口の設置の考えはございませんが、町民に対して、人権擁護を啓発する内容の記事やスローガンを広報紙やホームページに掲載いたしてまいりたいと考えております。以上でございます。

- 議長（後藤友紀君） ここで昼食のため、暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

午前11時34分 休憩

午後 0時58分 再開

- 議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

4番 三宅祐司議員。

- 4番（三宅祐司君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、4番議員 三宅でございます。

2項目、分割質問方式でやらせていただきます。

それでは、1項目めの、小1プロブレム、重要なかけ橋期における取り組みについて、こちらをお話しさせていただきます。

実は、6月議会だよりのVOICEコーナーで、「小1プロブレムを乗り越えよう」と題して、うれしの認定こども園、こちらへ取材にまいりまして、この取組を掲載させていただきました。この中で多くを学ばせていただきましたけれども、まず小1プロブレムというのは、簡単に説明申し上げますと、保育園の園児が、入学前まで自由に遊んで過ごしていた子供たちが、小学校に入学すると授業中に座ってられないとか、話を聞けない、集団行動が取れないなど、教育環境の違いにより、授業や生活になじめない、こういう状態が長く続く問題のことです。

こうした小学校入学後に、児童が学校生活になじめない、適応できない小1プロブレム、こういったものを解消する目的で、入学前から小学校生活に無理なくなじみ適応できる小学校の授業体験に出向く等の取組が、入学前の児童にとってどれだけ不安の軽減になり、安心感を与える大切な取組であるか、そして学校生活が円滑につながっていく重要性を学ばせていただきました。

こうした取組を継続されている一方で、また障害児保育、集団になじめない児童、

配慮を要する児童、こうした子供たちを受け入れるほかの認定こども園に、実は私訪問したことを思い出しまして、一層の問題として取り上げてみました。

その訪問先では、障害児等と一緒に私遊んできたわけですが、触れ合い、そして慣れてくるとくっついて離れない子がとてもいとおしく思う一方で、突発的な行動を取る目が離せない子供、こういった子供たちを四六時中、1対1で対応されている保育士さんの苦勞を目の当たりにし、そこでお話を伺うと配慮が必要な子供の数が年々増加し、障害の度合いも高くなる傾向にあるようで、小1プロブレムの問題をさらに重要視しなくてはならないというのを痛感いたしました。

そこで学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接点について、幼・保・小の協働によるかけ橋期の教育の充実というのが、令和5年2月審議のまとめで、以下のように発表された内容をご紹介します。

1つ目、幼児教育と小学校教育は円滑な接続を図ることが容易でないことから、5歳児から小学校1年生までの2年間をかけ橋期と称して焦点を当て、ゼロ歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、かけ橋期という教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要であると。

2つ目、かけ橋期の教育を充実するためには、幼・保・小はもとより、家庭、地域、関係団体、地方自治体など、子供に関わる全ての関係者が立場を超えて連絡・協働することが必要であると。

3つ目、教育行政を所掌する文部科学省は、こども家庭庁をはじめとする関係省庁と連携を図りながら、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なし、質の高い学びへと接続できるよう、幼児期及びかけ橋期の教育の質を保障していくことが必要であると。

こうした審議の発表を基に、3点の質問をさせていただきます。

1つ目の質問、重要な時期であるかけ橋期において、小学校教育への円滑な接続の重要性と、併せて特別な配慮や集団になじめない子供への取組をお聞かせください。

2つ目、小1プロブレムを解消するために、幼・保と小学校がそれぞれの交流・連携を図っているわけですが、加速している核家族化、特に一人っ子の場合に多様な人間関係構築の経験が少なく、地域コミュニティの希薄化も大きくブレーキをかけているように思います。幼・保・小に任せるだけでは小1プロブレムの解消は困難で、今以上に格差が広がるおそれがあります。そこで、審議②の家庭・地域・自治体の役割が不可欠であることを踏まえて、行政はどのような取組やバックアップを考えているかお聞かせください。

最後3つ目、岐南町の幼児教育施設の教職員等が、幼児教育の質の向上や学びにし

っかり向き合うことができるよう、適切な人材体制等の確保はできているかお聞かせください。

以上、3点よろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 三宅議員の1項目め、小1プロブレムの解消とかけ橋期の取り組みについてお答えいたします。

小学校に入学した1年生が、集団行動ができない、授業中に座ってられない、話を聞かないといった状態が数か月間継続する、いわゆる小1プロブレムは、かなり以前から大きな課題として認識されておりました。

そこで文部科学省は、幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会の設置や、幼保小の架け橋プログラムの実施に向けた手引きの活用などを進めております。また、令和4年6月に施行されたこども基本法では、全ての子供が生涯にわたる人格形成の基盤を築き、健やかな成長、権利擁護、幸福な生活が保障される社会を目指すとあります。全ての子供に質の高い学びの機会を提供し、幼児期及びかけ橋期の教育・保育の質を保障していくこと重要性を改めて認識したところでございます。

そこで福祉的観点から、幼児期の教育・保育の在り方について、お答えさせていただきます。

まず1番目のご質問、小学校への円滑な接続と特別な配慮を要する子供への取り組みについてであります。

入学後に学校生活に適応できず、小1プロブレムに陥った場合、義務教育のスタートラインである1年目から学力低下が懸念されます。また、集団行動の遵守や人間関係の構築が困難な場合、周囲からの叱責や友達同士の衝突が増え、子供の性格形成のゆがみや人格形成の妨げにつながりかねません。

これまで本町におきましては、医療機関や保育施設、小・中学校や社会福祉法人などと密に連携しながら、他の自治体に先駆け、様々な事業に取り組んでまいりました。10か月や2歳児健診、親子教室、ねぎっこ相談、あるいは今年度の新規事業である多機能型地域子ども安心センター事業など、早期発見・早期支援のコンセプトの下、乳幼児期からの発達支援事業を独自に展開してまいりました。

成長著しい幼児期の発達段階におきましては、保健師や保育士、医師や臨床心理士などの有資格者が、子供一人一人の特性や心身状況を的確に見極め、整った環境の中で計画的に支援を施すことで、集団性や社会性、コミュニケーション能力や向学心がある程度習得できると言われております。

昨今、町内の保育施設では、配慮や支援を要する子供の増加が大きな課題となって

おります。また、昨年12月に文部科学省が実施した全国の小・中学校における発達障害に関する調査では、学習面や行動面で困難があるとされた児童・生徒は、小・中学校全体で8.8%、最も割合が多い小学校1年生では、12%でありました。引き続き、保育施設や小・中学校などと連携強化を図り、子供の将来を見据えた切れ目ない支援体制を確立してまいります。

次に、2番目のご質問、家族・地域・自治体との協働の取り組みやバックアップについてお答えいたします。

小1プロブレムは、様々な要因が複合的に相まって起こります。例えば、核家族化や共働き家庭の増加による家庭内でのコミュニケーションの減少、地域のつながりの希薄化による多様な他者との接触機会の減少。あるいは、デジタルゲームなど遊び時間の増加など、幼児期に重要な対人交流の減少が挙げられます。

本町では、子育ての孤立、地域交流の希薄化を防ぐために、子育て世代包括支援センターの相談事業である地域子育て拠点事業や、子育て拠点支援事業、ママサロンでございいますが、そういったものにおけます異年齢の子供や他の保護者との交流促進、また発達相談事業における当事者の会の紹介などを行っております。

さらに、子育て世代包括支援センター連絡会議を半年ごとに開催し、子育て担当職員や教育委員会、各地区の主任児童委員や子育て支援事業者による情報共有やケース検討を重ねているところであります。

発達支援や医療的支援が特に必要な子供を持つ家庭の中には、経済力や生活力の向上、保育や教育に関する情報提供など、総合支援が必要な家庭もございします。そこで、国におきましては、児童福祉法を改正し、各自治体に対し母子保健分野と子育て分野を一元化したこども家庭センターを令和6年度中に設置するよう義務づけたことから、本町につきましても、次年度の設置を予定しております。

次に、3番目のご質問、幼児教育施設の教職員等について適切な人材体制の確保ができていくかについて、お答えいたします。

本町における幼児教育施設は、岐南さくら南認定こども園、岐南さくら認定こども園、うれしの認定こども園の3施設であります。各運営法人におきましては、入所数に合わせて保育士を随時採用しておられ、現在のところ運営体制に支障を来しているとの情報はございません。

保育士の補助業務や障害児等への加配保育士につきましても、保育士の配置基準に応じて補助する仕組みはございしますが、障害児や集団生活が困難な子供の処遇については、いずれの施設もきめ細やかで丁寧な支援が十分行き届かず苦慮しておられます。

そこで今年度からは、特に支援が必要な幼児の預かりや保護者の支援を目的に、多

機能型地域子ども安心センターを運営しており、各保育施設の負担軽減につながっております。

いずれにいたしましても、小1プロブレムの解消は、将来を担う子供の健全育成や、学びに直結する重要な社会的課題であり、関係機関や地域住民が一丸となって取り組む必要がありますので、家庭、地域、事業者、行政による一層の協働による子育て環境の向上を目指してまいります。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） それでは、議長のお許しをいただきましたので、2項目め、保育園・認定こども園に弁護士の導入をということで、お話しさせていただきます。

2022年の全国調査において、こども家庭庁は、2022年に全国の保育所や幼稚園、認定こども園で子供がけがをする事故が、前年から114件増え2,461件あったと発表し、過去最多でした。

厚生労働省の調査によると、2022年4月から12月の間に、保育所では914件の不適切な保育が確認されました。6月議会の一般質問で、村山議員より不適切保育の実情について質問されたところ、福祉部長の答弁は、幸い本町では、不適切保育の認知や保護者等からの相談実績はございませんとあり、安堵したわけですが、これも保育者、保育士、看護師、保健師、栄養士等を含めた保育者が、日々子供の最善の利益保障をし、幼い命を守る保育に頑張っていたいただいた結果であり、こうした努力に感謝しながら、これからも目を向けていきたいと思っております。

しかしながら、不適切保育が続いた一連の事件辺りから、保育に対する猜疑心、不信感を持っている保護者の方が増加傾向にあり、複雑多岐にわたる無理難題を園や保育者に求め、園としても適切な対処法が見つからず、法律的な解決が必要不可欠になっているのも事実です。大切な乳幼児期を託されている保育者は、保護者と信頼関係の構築に努めている中、過大な精神的負担となり、保育の仕事から離れていくこともあるようです。

保育園・認定こども園は、苦情解決体制を整備しており、具体的には、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置を義務づけられて、利用者からの苦情・クレーム等は中立の立場で適切に解決する制度ですが、この複雑多岐にわたる問題、相談や苦情により、園の責任の取り方、手段と、正しい評価という結論と、心身に負担を感じる職員のサポートだけでなく、保護者からの相談や意見、時に苦情にも正面から向き合える環境を整えるためにも、弁護士等、保育者と保護者に中立で公平な専門家、こうした方の導入を検討していただきたいと、保育園のほうから切望されています。

日弁連では、公立幼稚園、小・中学校への弁護士登録があるように、羽島郡小・中学校にも既に導入されているスクールロイヤーの制度、こちらに見る必要性の一つ。この件も櫻井議員のスクールロイヤー制度の導入について、野原教育長の答弁にございましたように、保護者対応等において法的側面から助言を受けるとよいと思われる事案に対し、学校の職員は専門的な知識や経験が十分ではなく、対応の遅れや不適切な対応となる可能性もあり、子供の最善の利益を念頭に置いたとき、教育や福祉の視点を取り入れながら、法的観点から早期に継続的に学校へ助言いただくことで、対応が困難な状況となる事態を防止することができ、教職員の負担軽減、さらには児童・生徒への指導充実につながるというご答弁が、保育園、保育者においても同様に必要であると思いました。

また当町のほかに、岐阜市でも同様の取組で、切れ目ない教育実現へ向けた小1プログラム解消、小学校との連携が示すとおり、双方の重要性を鑑み、幼・小・中が一体となった教育問題を、コミュニケーションにより連携し解決策を共有することにより、保育士や保育園が、子供重視や専念できる環境づくりにつながると考えます。

そこで、保育園・認定こども園にも弁護士を導入することについて、行政のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（後藤友紀君） 中村宏泰福祉部長。

○福祉部長（中村宏泰君） 三宅議員の2項目め、保育園・認定こども園に弁護士をについてお答えいたします。

本年8月、こども家庭庁が公表した、令和4年度の教育・保育施設等における事故報告集計では、負傷等は1,891件と過去最高。死亡は5件で、平成25年の19件をピークに徐々に減少しつつあるとのことでした。

事故を未然に防ぐには、安全な環境づくりと保育の質の確保が重要であります。本町におきまして運営法人側の過失等による重大事故や不適切保育が発生しないのは、現場の保育士の日々の努力のたまものであると感謝しております。

しかしながら、保護者と契約上のトラブルや保育方針をめぐる苦情などは大小様々あり、中には保護者からのクレームが元で保育士が疲弊し、過去には退職してしまったケースもあると伺っております。

国の保育所保育指針に、保育所の役割は、子供を保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携、子育て家庭に対する支援等を担うこととあります。保護者との関係性や地域との結びつきは、円滑な施設運営にとって重要な要素であります。そのため、子供や保護者に寄り添いながら良好な関係を築き、保護者との大きなトラブルに発展しないよう、細心の注意を払いながら運営しているとのことでした。

保護者からの苦情の多くは、子供の擦り傷などのけが、子供同士のけんかの仲裁、保育園の運営ルールに対する意見などですが、中には自分の子供の特別待遇の要求や担任保育士を変更させろといった理不尽な要求、保育士の小さなミスに付け込んだ執拗なクレームなどもあったと伺っております。

近年、学校現場における様々なトラブルに対し、法的助言による迅速かつ適切な解決のため、公立学校へのスクールロイヤーの導入が広がっており、羽島郡二町教育委員会におきましても、令和4年度から導入し一定の成果があると伺っております。

全国の民間保育施設が加盟する全国私立保育園連盟には、無料の弁護士相談や保育士への研修などを受けることができる、ほいくリーガルサービスがございます。さらに、令和5年3月末より、保育問題に関心のある弁護士らでつくる全国弁護士ネットワークが、不適切な保育などに関する保育士や保護者からの相談事業を始めました。また、町内で保育事業を運営している社会福祉法人登豊会では、独自で弁護士と顧問契約しているとのことでした。

保育業務の範疇を超える保護者などのクレームや要求に対し、法的解決で保育士などの負担軽減を図るために、こうした相談サービスを積極的に活用することは有効であります。町内の保育施設は民間法人であるため、法人独自で弁護士の相談方法を確保することが本来でございますので、公費による弁護士の導入の考えはございません。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 議長のお許しをいただきましたので、再質問をさせていただきます。

弁護士導入のほうの再質問でございますが、相談のあった園長さんには、ご答弁いただいた幾つかの方法を伝えたいと思いますが、そのご答弁の最後に、町内の保育施設は民間法人であるため、法人独自で弁護士の相談方法を確保することが本来であるので、公費による弁護士の導入の考えはございませんというご答弁について申し上げたいと思います。

私も同様のことを、実はその相談のあった保育園の園長に申し上げてきました。しかしながら、いろんなお話を、園長からその実情を伺う中で、こんなことも思いました。野原教育長の答弁にあった、公立学校（小・中学校）にスクールロイヤーが必要であること、そして中村部長の、令和4年から導入し一定の成果があると伺っていると言われますように、こうしたケアが重要であることを、民間だから導入の考えはございませんとぼっさりとお答えいただきましたことに落胆しております。

保育園、小学校、中学校の全ての子供たちが岐南町民であることに変わりはありません。

せん。加えて、先般の決算特別委員会の中で、長谷川議員の質疑にあった交通安全対策事業にあるぞうさんワッペン270個進呈ということにつきまして、岐南町の保育園児のみで、町外に通う幼稚園児には渡らないことも、岐南町民である全ての子供に対する配慮が必要という捉え方が重要ではないかと、私は同様に思いました。

また、社会福祉法人うれし野では、独自の弁護士と顧問契約していると答弁いただきましたので、当初そういうお話はここでは聞いておりませんでしたので、初めて聞いたわけでございますけれども、このうれしの保育園のほうへは何度も通って、今回の質問等々をつくったわけでございますが、このうれしの認定保育園へ確認に出向きましたが、医療法人の契約であることや、緊急対応が難しいという理由からも、活用が非常にしづらいということでした。

加えて、公立保育園が民間になった理由を考えていただきたい。地方自治体の財政が厳しい状況であることから、負担を軽減するために公立保育園を民営化した経緯を考えても、岐南町が子供を守るのは当然であると思います。

最後に、私が幾度も訪問したうれしの保育園、そしてさくら保育園の先生からお話を伺って感じたことを申し上げます。

子供のことを本当に思ってくださいる保育者さんなら、いっそのこともう一度公立保育園に戻してほしいと願っているに違いないと、私個人的には感じておりました。

こうした総合的な課題を踏まえて、小島町長に4点伺います。

1つ目、民間法人、全保育園に通う岐南町の大切な子供たちが、東小学校、西小学校、北小学校以外に通っているのは、何パーセントくらいあるんでしょうか。

2つ目、では岐南町の保育園から岐南町の小学校に通う子供がほとんどということであるならば、岐南町の宝である保育園児も、公立学校の生徒と同様に考えてもよいのではないかと思うところでございますが、それでも民間法人独自で確保せよというお考えに変わりはありませんでしょうか。

3つ目、スピード第一と、こういったトラブルにおきましては何でもそうなんです、スピード第一。緊急事態に限り、町長判断、岐南町の顧問弁護士にお願いするということはできませんでしょうか。

最後4つ目、弁護士導入に代わる保育施設の問題解決策として、職員の中で保育士資格者が保育園へ出向すると、例えば1年くらい出向いていただくと、実情を知っていただくと、現場の実情を把握し問題を共有することにより、健全化を図るということにつながるという弁護士導入に匹敵する手法もその一つと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。以上です。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 三宅議員の再質問にお答えします。

本当に三宅議員、園児の心を思う気持ちはひしひしと伝わってきます。本当に三宅議員の言われるとおりであります。しかしながら、そういうわけにはいきませんので、以後、ここから順次答弁いたしておきます。

1番目の岐南町以外の小学校に通っている児童の割合につきましては、対象年齢の児童1,527人に対し、町内の小学校に通う児童数との差が67人であることから、全体の約4.4%の児童が町外の小学校に通っているものと考えております。

先ほど言われました、もう一度公立保育園に戻してほしいと願っているに違いないと、実は私もそう思っております。なぜ民営化したのか、今でも僕もよく分かりません。本当に町立の保育園であってほしいと、私も思っております、個人的には。よろしく願いいたします。

2番目のご質問、弁護士は民間法人独自で確保、3番目の緊急事態に限り町の顧問弁護士に依頼できないかについて、これは共通しておりまして、併せてお答えいたします。

町の顧問弁護士は、行政執行に関する法的解決や相談を目的として契約しており、民間事業者を利用いただくことは想定しておりません。申し訳ありません。民間法人における苦情処理や経営上の法律相談は、各法人で対処するのが筋であり、公費による弁護士導入は考えておりません。

しかしながら、保育園の現状を考えると、これまでと違った様々な問題・課題があることは十分承知しております。そうした中で、幾度となく個人的に、統括等あるいは園長等から相談がたくさんありました。その都度、適切な指導あるいは助言をしておりました。コロナの大きな感染症のときから、子供に対する対処の仕方、また親に対する対処の仕方等を含めて、そういうご相談がいっぱいありましたので、それなりに相談して解決してまいりましたので、今後とも相談があれば町としても介入して、相談に助言しようと思っておりますので、よろしく願いいたします。

4番目のご質問ですが、保育資格の職員を保育園に出向させてはどうかについてお答えいたします。

保育業務を所管する子ども安心課の管理職や担当職員は、保育資格を有し、保育現場を経験した者であります。そのため、保育園からの相談などに対し、その都度、問題解決につなげております。したがって、特定の民間業者に公務員である職員を出向させる考えはありません。以上です。

○議長（後藤友紀君） 4番 三宅祐司議員。

○4番（三宅祐司君） 議長のお許しをいただきましたので、再々ということで3回目

の質問をさせていただきます。町長、ありがとうございます。

幾度となくこうした質問、実は小島町長は、直接答弁を求めたこの3年間でございましたが、そういった一般質問の中で、やっとのご答弁をいただいたような気がしますことに感謝を申し上げます。

実は、オール・ノー・ノー・ノーというようなお答えをいただいていたので、ちょっと準備していなかったんですけども、こういった中で当初予想された、いわゆる町長のご答弁の全てが当然のことであり、予想された回答ということではございましたが、2番目の質問ということが、特に中村部長から伺った答弁そのものでございました。

そして、何を言わんとするかというところが、今付け加えていろんなことをおっしゃっていただけたので、少しちょっと気持ちが私変わってまいりましたけれども、ただ頭の悪い私の説明が悪かったのだと思いつつ、もう一度こういう趣旨からご説明させていただきたいと思っております。

公立学校に見るこのスクールロイヤーの導入成功に見る重要性や、こうした今の野原教育長、中村部長からのご説明があったとおり、現在の民間保育園が公立から民営化せざるを得なかったという背景、そして1つ目の質問の答えにある岐南町の保育園児、これが95%が岐南町の小学校へ通っておるといふ、今数字をいただきました。こういった実態を鑑みて、小・中学校の子供と同様に岐南町の宝ということ、そして幼・小・中分け隔てなく、手当てしつなげていく考え方があるのではと思っております。

それで、特に今ご答弁いただいた中でも4番目の質問の保育士資格者出向についてというところでございますが、弁護士以上に現場を知ることが非常に必要とした提案・質問ということで、そういった中で子ども安心課の保育士資格を含む職員が、相談や問題解決に取り組んでおられるのは承知しております。

しかしながら、ここ5年ほどの保育園で起こる問題を見ておりました、一年一年が大きくさま変わりといえますか、変動しておる。ここ最近も、三重県の長寿認定こども園というところで、ボイスレコーダーで判明したという虐待とか、給食4時間強要、失禁という不適切保育が、こういったこと等々連日取り上げられております。

これも、5年、10年前の保育現場とは大きく変わってきたということを知れば、過去の経験で対応しようということではなく、今何が起きているのか現場に入り、保育者の現状と保護者さんの心情・苦情が何なのかということを知ること、こうした事件の早期発見・早期解決に結びつくと考えます。

弁護士導入の代案として提案したわけですが、この時代の変化にどう対応

していくかがこれからの鍵だと思っております。

答えのある1番目以外の答弁に、最終的には、2つ目、民間だから考えていない、それから3つ目の利用は想定していない、4番目、出向の考えはないというようなことで、ないないづくめでございましたけれども、現場と向き合った回答ということでお考えいただきたい、これから進めていただきたいと思っております。

特に4番目の出向が難しいというんですが、実際の、たまにのぞいたところで、保育園の実情はなかなか分からないというのが、私も参りまして実情を感じ取れないという部分がございます。そういった面でもう一度、小島町長の思い、例えば代案であるとか方策であるとか、これからのその思いをもう一言聞かせていただけたらと思いますが、よろしければ、よろしく願います。以上でございます。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 本当に先ほども言いましたが、三宅議員の本当に園児を思う気持ちは、ひしひしと伝わってきますので、何とかしたいという思いはあります。

るる申されましたが、本当に今の保育園の現状を見てみますと、私も時々行きますが、何が問題かという、やはり以前のようにじっとしてられない子がたくさんいるということで、その子が声を発して外へ出ていく、大声を出す、そして水飲み場へ行って、水を全部ひねる。そんなことはちょっと前まではあり得なかったんです。

そういう子供に対してどう対処するかという相談もあって、私も現実を見に行きましたよ。まずこれは親を、どう家庭でしつけしているのかと、それを考えたほうが早いのではないかと。先生がちょっと声を出すと、子供がぎゃあっという声を出す、何なのかと。よく調べてみると、やはり夫婦げんかしているんですよ。子供の前で大きな声を出してけんかする、それが子供の心に響くんですよ。誰のお父さんお母さんもね、自分の大事なお父さんお母さんが目の前でけんかしている、やっぱり子供はいたたまれないですよ。多分そこだろうと。現状をもっと知っていただきたい。それで、保育士のみんなにも、相談があった保育士にも、家庭をもっと調べてください。多分原因はそこにあるのではないかと。普通の家庭はそういうことを子供にしない。聞いたらやはりそうでした。夫婦げんかを子供の前でするんですよ。それをしないように親をまず説得してくださいと、こういうふうには助言はしておきました。

徐々によくなっているとも聞いております。やはり子供がそういう行動を取るといのは家庭のしつけなんですよ。だから本当にいろんな問題が、以前に考えられないような問題がありますので、いろいろなことで介入してあげたいんですが、何せ民間ですので、町費を使ってということがそこまでいいかどうか。保育園だけ、町民である子供であるというのは分かりますが、それなら全体、町内全部町民ですよ。何かあ

ったら、全てそれなら町費を使って、岐南町の顧問弁護士使ってやるんですかとなったときに、それはとても追いつかないですよ。

先ほど盛んに言われる、スクールロイヤーのこと言われますが、笠松町と二町でも小・中学校に対する、諸問題に対する、課題に対応するということでありますので、保育園独自でもしやっていたら、顧問料って大体3万から5万です、月。多いところは10万から15万になりますが、やはり高い安いは別として、自分たちで相談できることがあれば、安心するためにも、そういう費用を使ってでも、やはり対処したほうがいいのではないかと私は思っておりますが、そうでない場合は、やはり町のほうに相談していただければ、適切な指導もいたしますし助言もいたします。必ず、いろんな話を聞いて、現場にも伺って、ちゃんと指導しております。相談がない場合はしておりませんが、あった場合は必ず行っております。

岐南町の子供に対しては、本当に私も大事に思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） ここで暫時休憩いたします。1時55分から再開いたします。
午後 1時43分 休憩

午後 1時54分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 議長のお許しをいただきましたので、大きく5つの質問を分割質問方式にてご質問させていただきます。

また、ちょっとこの3日ぐらい前から、うちの上の子がヒトメタニューモウイルスという最近風邪の原因の菌として、菌ではなくてウイルスですね、有名にちょっとなってきたのが、多分、私もちょっと喉が少しいがいがしているので、子供からもらったと思うのでちょっとマスクをしたままで質問をさせていただきます。

今ごめんなさい、欠席どうのこうのと言っていましたが、ちょっと風邪を引いたぐらいで議事を休むような、私は柔なそんな議員じゃありませんので、発言には気をつけてください。手を挙げていませんし、そういうやじはやめてください。

じゃあ、最後の一般質問となりました。眠気が襲ってくる時間ではありますが、もう少しだけお付き合いください。

5月に文集オンラインで報じられたことから始まった今回の小島町長のセクハラ騒動ですが、第三者委員会の聞き取り調査も始まっており、いよいよあと少しで結論が出るところまで来ました。6月議会で渡邊議員より発議された辞職勧告決議に賛成し

た責任が私にはありますので、引き続き小島町長の言動に対して質問をして、この開かれた議会の場で議論していきたいと思います。

1つ目、6月5日の全員協議会での発言について。

今、全国ニュースやYouTube、ティックトック等で世間の注目を浴びている議会が3つあります。1つ目は広島県安芸高田市です。こちらは石丸市長と議会の最大会派清志会との対立です。2つ目は神奈川県真鶴町です。こちらは松本町長が自身の選挙において選挙人名簿を不正にコピーして持ち出し利用したことが発覚し、一回辞職をして再び選挙で再当選しました。しかし、町の職員が相次いで辞職したことから住民リコール運動が起こり、今月24日に住民投票が行われます。そして、最後は福岡県の田川市議会です。大任町、田川市など8つの市町村で構成される組合は新しい広域ごみ処理施設の整備を進めています。その中で、田川市において広域ごみ処理施設に関する情報公開請求が起こりました。しかし、あろうことか、組合長を務める大任町の永原町長は田川市の村上市長に対して、開示したら今後全ての行政連携が破綻する、ごみも持ち込ませない、自分たちで建てなさいと情報開示を拒否するように圧力をかけました。それに対して、田川市長と田川市議会議員7名は大任町の永原町長を刑事告訴したということです。

これらのニュースから言えることは2つあると思います。1つ目は、現在はSNSや各種動画サイトの普及により住民が広く情報を知ることができる時代であるということ。2つ目は、議会は開かれたものであるべきという考え方が浸透している今の時代において、まだこのような隠蔽をする行政のトップがいるんだなということです。知られたくない事実をつくる前に、まずはそんなことをしない。仮に問題が出てきたのであれば、正々堂々開かれた議会の場で議論を尽くすということが大事であると考えます。

さて、6月5日の全員協議会での小島町長の発言ですが、議場にテレビカメラが入ることを許可するのに、行政の確認を取ったかという旨の発言がありましたが、今の時代、全国的に見ても議場のテレビ中継は当たり前です。今この岐南町議会もYouTube配信の準備中ではありますが、むしろまだ始まっていない岐南町議会が遅れていることを恥じるべきではないでしょうか。

そこで1点ご質問させていただきます。

議会は透明性が求められるものであると私は考えますが、小島町長はどうお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 風邪の話がありましたが、議員控室の人前のところで、もし蔓

延したらちょっと皆さんにうつしてもあかんし、この執行部の中でも大変ですので、十分気をつけてください。

それでは、長谷川議員の1項目めの質問に対してお答えいたします。

議場での撮影等は、議長の許可によるものでありますが、やはりカメラ等入るんでしたら、当然執行部に連絡があつてしかるべきだと考えております。それは当然ですよ。それが開かれた議会じゃないんですかと思えます。議会が開かれた議会、分かりやすい議会というのであれば、それも含めて、やはりこういうことをしていますからよろしく願いますぐらいあつてしかるべきと考えておりますので、よろしく願います。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 今ちょっと冒頭に私もちょっと少し大げさな感じで言ってしまったので心配されての発言というところで理解はしますが、本当喉に少し違和感があつて、広めたらいけないぐらいの程度なので、ご心配なされないようにしてください。

今、町長からご答弁がありました。開かれるべきであるという答弁をいただきましたので、その点に関しては非常に議会のほうと認識が一致というところで、よかつたなと思えます。

しかし、全員協議会のような公の場でそのような発言をされると、町長は本当にそんなことを思っているのかと、入れることに反対じゃないのかと、普通の議員はそういうふうに思いますので、裏で議長とお話をさせていただければ済む話だと思いますので、町長の発言は本当に責任が伴うと思いますので、よろしく願います。

2つ目の質問に入ります。

6月5日の全員協議会での発言について②。

昨今こんなニュースが目にとまりました。道端で女性が倒れ、AEDで蘇生を試みた男性がセクハラで訴えられたと。私はこれを聞いて、本当におかしな話だと思いました。セクハラは受け手がどう思うかという問題です。しかし、責任を取らされたり、訴えられたりして負ける状況、明らかにこれはセクハラじゃないだろうというのは、やはり最低限、世の中の一般常識の中で、それがセクハラに当たるかどうかという判断が裁判所でもなされると思います。今回のこのAEDの事例においては、優先されるべきは人命救助であり、人の命です。誤った考えが世の中に浸透してしまつたら、これは非常に大変なことになってしまうと私は危惧します。

そこで、2点質問させていただきます。

6月5日の全協の場において、小島町長は、議長からパワハラ、アルハラを受けた。

しかし、それは留保していると発言をされました。

1つ目、パワハラ、アルハラの内容を教えてください。

2つ目、それをなぜ留保しているのか教えてください。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 先ほどの、戻りますが、連絡があれば、私はいつも承諾しますので、連絡なしでやられると、ちょっとというだけのことでありますので、事前に連絡があればいつでもオーケーします、特別なこと以外はね。

今言われたあれですが、これはあくまで留保です。それ以上ありません。

〔「パワハラ、アルハラの内容は」との声あり〕

○1番（長谷川 淳君） すみません、今のちょっと質問の回答になってないんで、再質問させていただきます。

○町長（小島英雄君） その内容に関しても留保です。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 今、パワハラ、アルハラの内容も留保、留保していることも留保という答弁があって、ちょっとよく分からない感じなんですけど、恐らくなんですけど、これは僕が想像するになんですけど、このアルハラというのは、多分3月、議会と行政の懇親会の席の場で、議長が町長にお酒をつぐと、それが多分たくさんついて入れて、町長はお酒を飲まれないので、それを嫌と思ってそういう発言をされたかなと、これはあくまでも僕の推測なんですけど。パワハラの方は、ちょっとよく分かりませんが。そういうようなことかなとも思うんですが、それを留保されるというなら、いいんですが。

午前中は、渡邊議員の質問の中で、中日新聞の記事で第三者委員会がセクハラと認識すれば辞職するとありましたが、どうなんですかという質問の答弁で、小島町長は結果が出てから判断します。これ以上言うとパワハラですよと答弁がありました。私はちょっとびっくりしたんですが、議会と町長は対等な立場だと思います。しかし、町長と議員は、議員は過半数を取れば、行政、町長と対等といえますが、1人では正直何もできません。力はありません。そのどちらかというとなりが強いと一般的にされる町長のほうが、法律で一般質問の質問をしてもいいと守られている渡邊議員が再々質問までのちゃんとした回数の中で、公の場で質問をしていることに対して、それがパワハラだという行政のトップは、もう私は信じられません。6月か7月にハラスメント講習を、5月ですかね、分かりませんが、もう一回受けた後、このパワハラ、アルハラの本当に意味を理解されているのかどうか、ちょっと私は疑問であります。立場のやはり強い者が弱い者に対して無理強いをすることがハラスメントであるという

ふうには私は認識をしておりますので、先ほどの渡邊議員に対してのパワハラというのは、ちょっと非常に不適切かなと。

仮にですけど、これは町長が留保されているので分かりませんが、議長と町長というのも対等です。なので、2人ともいい大人でございまして、お酒を勧められても、要らなければ別に断ればいいでしょうし、町長もおけで流されたと思いますけど、そういうふうに対応されるのが大人の対応であって、それは議長のパワハラではないと思います。そこで議長がこれを飲まんと言ったと議案通さんぞと言ったら、パワハラに当たるかもしれませんが、そうでなければ、単なる大人の社交の場でのことで、嫌なことがあったということなので、これはごめんなさい、アルハラの内容は本当に町長が考えているのは何か分からないので僕の推測ですが、仮にそうだとしたら、それはちょっと違うのかなと思います。

そこで、先ほども申しましたが、町長の発言には責任が伴います。全員協議会という公の場で発言したことなので、しかも冒頭に、議長からこういうことがあった、留保していると。恫喝なのかどうか分かりませんが、公の場で発言をした責任が伴いますので、きちんとパワハラ、アルハラの内容を説明してください。あと、なぜ留保しているのかも説明してください。再質問です。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 長谷川議員の質問にお答えします。

延々と本当に推測でしゃべられましたが、誰もそんなことを言っていませんので、よろしく願いいたします。

こういうその場で発言すること自体が責任ですよ。町長だけの責任じゃないんですよ。議員としての責任を持ってください。しっかりとやってください。いつもあなたは町長ばかり責めますが、議員としての責任はありますか。よく考えて行動してくださいよ。以上です。

〔「何も回答していない」との声あり〕

○町長（小島英雄君） これはあくまで留保です。内容を言う必要はありませんので。

これはもう永遠に閉じていきます。以上です。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 今、小島町長からの答弁がありましたが、私の今のアルハラの内容がもしも違うというのであれば、堂々と僕のことを告訴してくださいよ。受けて立ちます。私は何も悪くないと思っております。なぜなら、これは小島町長が全員協議会の中で、私ははっきり言って議長への恫喝だと感じました、このセクハラの問題があった後に。その中で、やはり町長として話す責任があるのではないかという

ところで、私はこういうようなことをにおわせて、例えば行政なり町長からこの内容はどうなんだということがあれば、全部お話ししますよ。隠すことはしません。しかし留保される、ずうっと留保されるということなら、それはそれでいいでしょう。今これを聞いている議員の皆さん、職員の皆さん、町民の皆さんが判断してくれればいいことだと思います。

3つ目の質問に入ります。

6月5日の全員協議会での発言について③。

今回の騒動、週刊誌の騒動に対して、議会との全員協議会での場での発言ですが、相手は見えない、僕だけさらされる、週刊誌に言うくらいなら出てきて発言してほしい。被害者を守ると言いますが、一番の被害者は僕なんですよと発言されました。この発言は、自分は悪くない、はめられたからだという思いがあるから出た発言だと私は思います。〇〇元議員と〇〇議員が裏で糸を引いておると聞いたぞと騒動のすぐ後、小島町長から僕もお話を聞きました。仮に、もし万が一そうだとしたら、じゃあどうなんですか。その問題はその問題で、また後から問題にすればいいじゃないですか。複数の被害者職員がいて、メディアに訴えるしかない状況を受け入れ、周りの反応も受け入れ、反省するのが普通であると私は考えます。

そこで、2点質問させていただきます。

ご自身は悪くないと思っているので出る発言なのかもしれませんが、報道から3か月が過ぎた今でも、ご自身は悪くないと思っていますか。

2つ目、今でも職員は名前を出して発言するべきだと思いますか。よろしく願います。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 長谷川議員の質問に対してお答えいたします。

この質問に対して、職員に対しては激励の意味で頭をなでたり、ネイルの色の指導上で手を触れてしまったことは事実であります。しかし、その理由について正しく報道されていないんです。また、胸元をのぞいたり、身に覚えのない行為まで、まるで事実のように報道されてしまいました。その辺りは第三者委員会でしっかりと伝えてまいります。一度広まった情報は消えず、訂正することができません。そういう意味で、私も被害者であるという意味の発言であります。悪い意味で捉えられたのであれば、私の不徳の致すところとっております。

続きまして、2番目の質問、今でも職員は名前を出して発言するべきだと思っているかについてお答えいたします。

この件につきましては、第三者委員会の要請があればお答えしますし、なければ結

論に委ねます。以上です。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） そういう頭をねぎらいの意味で触るという、今の時代、軽率な行動をしてしまった結果、こうやって全国に報道されてしまうというのは、これはもう首長さんであれば、もうそれぐらいは仕方のないことだと思いますので、そういうようなことを自分は被害者だと心の中で思っているならばいいんですが、これ何回も言いますが、そういう全員協議会の場で、私が被害者なんていうことを言うべきではないと私は思ったので、今回質問させていただきました。被害者に対しては悪いと思っているというご答弁がありました。そこは理解させていただきました。

ただ、第三者委員会に対して、別にここでの発言が影響を及ぼすことはないと思っているんですけど、以前議会のほうから質問をしたときに、危機対策管理本部のほうに質問をしたときに、今までの一般質問とか、議会、全員協議会とかのそういういろんな情報を第三者委員会にお渡ししていますというような発言がたしかありました。その上で、いろんな質問をした上で、第三者委員会の弁護士さんは、あくまでもそういうような周りの意見ではなくて、職員本人から聞いた言動、言葉を客観的な事実として判断するというふうに答えておりましたので、小島町長の発言を必要であれば直接お聞きするでしょうし、小島町長の言い分ももちろん聞いてくると思いますし、この議場での発言は裁判じゃないんですから、議場でどう発言したからといって、別にどうこうなるということとはもう関係ありません。

その中で、その職員が名前を出して発言すべきだと思っているか、思っていないか、もうそれだけなので、お答えしていただきたいと思います。再質問です。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 職員が名前を出しても出さなくても、それは自由です。本人が出したければ出してもらえばいいし、出さなければそれでいいし、私は正々堂々というだけです。以上です。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 今、小島町長の答弁がありました。以前は顔を出せというような意見をお持ちでしたのが、今はどっちでもいいんじゃないかというところで、意見が変わったということだけは理解しました。

4つ目に移りたいと思います。

6月15日の私の一般質問の中での答弁の中の発言について。

小島町長が、私が質問をして、小島町長が答弁をされて、2回目の再質問をした後におっしゃった答弁なんです。いきなり再質問されると答えるのが大変ですが、議

会のルールを守るようにと発言されました。質問も、一般質問の通告というものは規則であります。再質問の提出は、あくまでも議長からのお願いです。私はきちんと通告をしております。行政側が、町長が、再質問を事前に欲しいのであれば、すり合わせを行えばよかつたんじゃないですか。それでも再質問を提出するかどうかは議員に委ねられていますので、提出するかどうかは分かりませんが。今回も、今日も通告をした後にすり合わせを行っていませんので、この再質問は当然ぶっつけ本番です。なので、町長が言う議会のルールを守るようにというのが私は全く理解ができなくて、あたかも、前も傍聴人がいる中で、私が議会のルールを守って傍若無人に質問をしているような印象を植え付けてしまったので、これは徹底討論させていただいて、訂正するなり謝罪するなりをいただかないと、私もやっぱり納得できないので、今回質問させていただきました。

そこで、町長が発言された議会のルールを守りなさいと言ったその議会のルール、守るべきルールとはどういうことですか。

2つ目、そもそもルールに基づいて事前に質問を通告しましたが、じゃあなぜ質問のすり合わせを行わなかったのですか。

以上2点についてご説明ください。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 長谷川議員の質問に対して答弁します。

前は一度に8つぐらい再質問をしてきました。もう書くのに大変でした。だから、ルールを守ってほしいと言っているのはそこなんです。ルールって何だと言われると、やはり事前に通告する、すり合わせしない、なぜ私が長谷川議員にすり合わせしなければならぬんですか。むしろおかしいんじゃないですか、それは。僕も聞いていないから、今みたいに一問一答なら答弁できますよ。前は8つぐらいぱっぱっぱと言われたんです。ちょっともう答弁書が書けなかったんですよ。だから全部答えましたが、分けて質問していただければよかつたかなということがありますので、徐々に慣れていただければいいんやけれども、まだまだ議員になって浅いのであれですが、やはりもし逆の立場だったらと考えてください。急に8つも言われたら書けますか。でも全部答えましたが、あのときは。今みたいに一問一答なら、全てお答えします。3問でもいいんですが、この前は8つぐらいありましたので、ちょっと本当に大変でした。

そういう意味で、もう少し事前にしっかりとした文書をお願いしたいということでもあります。すり合わせもそういうことなんですよ。もしあれば、事務局に聞きましたが、すり合わせするようにあったかと言ったら、何もなかったですと聞いていますよ。と

いうことでありますので、事前にすり合わせ、もし要るんだったら、そうやって言うてください。なかったもんで私もしなかったんですよ。以上です。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 今答弁を聞いて、私の、99%勘は当たっていると思いますが、幹部職員、議員一同、啞然としていると思います。

〔「誰が啞然とするの」との声あり〕

○1番（長谷川 淳君） いいですか、分かりやすく説明しますが、事前にすり合わせをすることは、僕も議員になる前は、何でぶっつけ本番でやらないんだろうと思っていました。けどやっぱり国会とかも、県議会も全て事前にすり合わせをして、やはり納得のいくというか、きちんと的外れにならないような議論をするために、こういう質問を聞きますと。行政もこうやって答えますと。例えばいきなりそこで議員がどここのいつの数字は何ですかと聞いた場合、やはり行政も調べなければいけない数字も出てくると思いますので、それでは円滑にやはり議会が進まないの、最初の通告はしましようというような大体でこの規則になっていると思います。

その中で、私が8個、質問の通告、議会事務局にしますね。行政、町長はそれをご覧になります。それに対して答弁を書きます。本来ならば、それが今回のような特殊なケースじゃなくて、もっと普通の皆さんが今回やられたような一般質問でしたら、担当課とのすり合わせとって、こういうような答弁をする予定ですよということがあります。その答弁を見るから、じゃあ再質問をこうしようというのが議員は出てくるわけです。いいですか。いきなり私が、じゃあ、町長のこのご発言どう思われますか。町長がどう答えるかも分からないのに再質問を出せるわけじゃないじゃないですか。これはもう、今皆さんうなずいていますが、そのとおりなんですよ。

で、今回私は質問を、通告を、前回ですね、今回も出しました。答弁書が、これ見ておいてと、町長、行政側からいきなり事務局のほうに、こうやって答弁するから見ておいて、再質問をくださいと言ったならば、私は出すかもしれませんし、出さないかもしれません。だって答弁が分かっているから考えられますよね。それが無いのにどうやって再質問をするんですか。それを議会のルールどうのこうのというのは、もう理論もおかしいですし、議会軽視も甚だしいですし、ありがたいことにまだ私、1期目の2年目、もうすぐ3年目になりますが、あなたは経験がないから間違えないよというありがたいお言葉をいただきましたが、そんな私でも間違っていないことは皆さんが分かってくださると思っていますので、このことをもう一回質問しても、また同じ回答が出てくると思いますので、もう私は議会のルールは別に守っていますし、町長がそのルールを把握していないのか、理解していないのかだと思っていますので、

もうこの質問はやめます。

再々質問ですが、6月15日の私の一般質問の質疑の中で、小島町長はコロナ禍で忙しいときに、ちょっとそこをどいてくれと、どけという発言じゃなくて、どいてほしいということで、腰の辺りをぽんと、腰かどうか分からないと言っていましたけど、最初はこの下半身というか、腰から下、お尻、その辺をちょっとどいてと、忙しいからやったと。その中で僕が、電車やバスの中でだったらどうしますかと言われたときに、電車やバスは乗りませんが、しませんとお答えしました。その発言についてなんですけど、なぜじゃあ、電車やバスの中だとそういうふうに、自分がどいてほしいときに、どいてと言うだけなんですか。手で払いのければいいじゃないですか。それをしないとやった理由と、あとやはり今までのその答弁の中でも、こうやってぽんとやったのは1回だけというふうな発言がありましたけど、会社員とか行政職員、その1回が命取りで、やはり懲戒免職になったりとか、訴えられたり、冤罪ということもありますけど、その最初の1回がやはり問題だと思っています。

ただ小島町長の場合は1回だけという答弁を何回もされていまして、1回だけなら大丈夫とお考えなのかどうか、その2点。電車やバスの中ではなぜしないのか、1回だけなら大丈夫なのか、その2点について、ご答弁よろしくお願いします。

○議長（後藤友紀君） 暫時休憩いたします。

午後 2時23分 休憩

午後 2時23分 再開

○議長（後藤友紀君） 休憩を終わり、会議を再開いたします。

小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 長谷川議員の質問に対してですが、今議長が指摘したように何も書いていなかった。6月15日の質問の中の大項目、その発言については前回答弁しておりますので、これ以上言う必要ありません。以上です。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 再々質問というか、今の再質問の内容なんですけど、前回とは違う内容ですので、お答えしないならお答えしないとおっしゃってくれれば別にいいんですが、なぜ電車やバスの中では、どいてくれと言ったときに、手は触らずに口頭だけなのか、なぜコロナ禍でこの庁内のときは、どけとやったのか。この手があるか、ないか。これをバスと庁舎では何が違うのかが1点目。

2点目は、その普通のサラリーマンとか職員さんとかは、もうその1回やっただけで、もう大問題になって、人生が変わってくると思いますが、小島町長はその1回だ

け1回だけということをしきりに言われていたので、1回だけなら大丈夫なのかなというふうな懸念があるので、その点についてどうお思いですかというのが2点目の質問です。

答える答えないは別ですが、質問は前回とは違ってしますので、これを再質問させていただきます。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 前回も本当に全く同じことは、私も覚えておりますが、同じことを言われました。そしてこの前、そのとき言った言葉は、あのときの状況を皆さん知っていますかということも言ったんですよ。大混乱だったんですよ。想像できないでしょう。人の踏み場も足の踏み場もないくらい大混乱のときですよ。誰が見ましたか。その中で、職員も汗だくになってやっている中で、もう住所も名前も書いていないという人がおって、はよはよはよはよと言われて、もうそれで職員に頼んでも本当に猫の手も借りたいぐらいの忙しい中で、じゃあ私が行ってくるということで行った中で、本当に時間待ちで大変なときですよ。こんなながらじゃないですよ。当初は本当に足の踏み場もないぐらいに人がいっぱい来たんですよ。来ましたか、見に。来ましたか。誰も来ないんじゃないですか。どういう状況か。そんな中で、本当に忙しい中で、行政のことをやっていたから、どいてと言っただけですよ。

そして、自分の思いだけでしゃべっているんですよ。私は違うんですよ。みんなのことを思いながらやっているんですよ。その違いがあります。以上です。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 忙しさが理由であれば、どいてと触ってもいいという答弁でした。それを主張される答弁でしたので、そういうふうに理解しました。

また今の中で、また前のときもおっしゃっていたんですが、議員に対しておまえら見に来たかと、コロナの対策会議におまえら一回でも来たかと、現場に来たかということをおっしゃっていますが、いやいや、来たら邪魔ですから、私たち何も権限がなく、行ったら行ったで迷惑かけて、職員が議員に対して何かせっかく来てもらったからなんて説明とかもあつたら邪魔だから、そんなのわざと密にするようなところに行くわけじゃないじゃないですか。それをあたかも議員の過失かのようにお話しするのはやめていただきたい。

あと、これは本当に言いたくないんですが、非常に忙しくて職員の皆さんのおかげで、岐南町、笠松町がワクチン接種率トップというのは本当に素晴らしいことだと思います。ただやはりこういうときに、そういうことを町長が言い訳にしまうと、こちらとしても、いや、そんなのはいつ混乱したか分かりませんが、もっと事前に体

制を整えて混乱しないようにやるのが町長の務めじゃないですかということも言いたくなります。なので、そういうことはあまり言い訳のようなところで発言しないでいただきたいと思います。

5番目、最後ですね。町長の行動について。

8月23日の全員協議会で配られた5月からの町長の行動を見ますと、6月17日に行われた少年の主張発表会に出席したことになっていますが、実際は欠席でした。これはミスかなとも思うんですが、そこで質問させていただきます。

なぜ欠席したのに出席したことになっているのか。

2つ目、5月18日の記者会見以降、公務において何を欠席したか。またその欠席理由をお答えください。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 長谷川議員の質問に対してお答えいたします。

私は本当に前にも言いましたが、本当にできる限り公務は出席し、平日も、もちろん祭日も日曜日も土曜日も仕事があれば全て出てきました。8月18日以後なぜ欠席したかと言われると、多分青少年の発表だと思いますが、前日まで出るつもりでおりました。夜中に急に胃が痛くなって、きりきりして何ともならないということで副町長に電話はしましたが、明日用事がありますのでちょっと何とかありませんかということでありましたので、ちょうど野原教育長が出席だったので、何とかお願いしたいと、普通なら出るんですが、この時期申し訳ありませんが、町長代理をお願いしますと言ったら、快く引き受けていただけましたので、それは安堵しました。本当にそれは今でも尾を引いております。本当に欠席してよかったのか、本当に腹が痛かったので、あれは精神的な腹痛だったんですよということを理解していただきたいと思っております。

そして、あと休んだのは、岐阜基地追悼行事、要するに自衛隊の人たちが公務で亡くなった、その追悼の慰霊祭ですが、それはもう各市町の首長が出ますが、全員出るわけじゃありませんので、笠松町長も出席したり出なんだりしておりますので、たまたまちょっとこれは基地司令に電話して、今回は19日でしたので、ちょっとお尋ねしていいですかと言ったら、大丈夫ですということで。あと6月7日の知事と町村長との意見交換会、これはもう富加町だったので、遠いので、そして公務もありましたので、これはやめました。こちらを優先してということで、本当はそちらに行きたかったんですが、心情としては行きたかったんですが、こちらのほうの仕事を優先したということです。あと6月18日の西小学校の開校150周年を祝う会、これは本当にお祝いの言葉を述べてほしいということでありましたが、ちょうど1か月目だったので、

向こうのほうから町長、ちょっと取りやめにしてもらってもいいんですかという打診がありましたので、分かりましたということで、欠席いたしました。

欠席したことについては、私が出席することにより、相手方にご迷惑をおかけするのではないかと、私なりの配慮なんです。今は全て出ておりますし、堂々と出ておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 今、答弁の中で、また気づいた議員もいるかと思いますが、一言すごいびっくりした言葉があったんですけど、6月7日水曜日、知事と町村長との意見交換会、遠いのでという言葉が混ざっていましたが、遠いからやめたという本音がぼろっと最初に出ていましたが、本当にちょっと発言には本当に責任が伴いますので、お気をつけください。

その中で、再質問を2つさせていただきます。

1つ目、相手方に迷惑をかけるというような配慮をされたというふうにおっしゃいましたが、具体的にどういった迷惑が相手にかかるとお考えですか。それを教えてください。それが1つ目です。

2つ目、今は堂々と出ておられるという言葉をお聞きしましたが、今後もしそういった各種団体から、先方から町長ではなくて例えば代理でお願いしますと、そういうふうをお願いされたら、どう対応されますか。

以上2点、再質問よろしくお願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） ちょっと語弊がありましたので、遠いからと言っておるんじゃないに、こちらにも公務がありましたのでということで、言葉足らずで申し訳なかったということで、よろしくお願いいたします。

本当に知事とは仲よくやっておりますので、本当は話したかったんですよ。でも、ちょっとだけこちらにも用事がありましたので、向こうへ行ったら、3時からで夜8時です。とてもその時間には戻ってこられませんので、2時の人に会って、それから4時までもありましたので、こちらを優先したということでありますので、言葉足らずで申し訳なかったということで、そういう他意はありませんので、よろしくお願いいたします。

相手方にはどういう配慮、迷惑をかけるということではありますが、やはり心情的なものですよ。やはり首長として責任を伴う中で、こういう報道がされた中で、やはり人間として堂々と生きるかどうかということなんです。何もしていなかったら堂々としてできるんですが、やはり誰かの質問の中にありましたが、人間には、野原教育長か、

強い心と弱い心があるんですよ。その報道、自分の心の中を吐露すると、報道してから2か月間は地獄だったですよ、本当に。だからそういうことを含めて、私なりの配慮でやめたということです。

いろんな行事で、代理出席していいかと言われれば、いつでも代理出席を認めます。副町長も立派な副町長でありますので、副町長が駄目なら教育長に出ていただきますし、教育長が駄目なら総務部長に行ってもらいます。その3人が駄目ということはまずないと思いますので、順番に代理を出しますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤友紀君） 1番 長谷川 淳議員。

○1番（長谷川 淳君） 先ほどの6月7日の件に関して、町長から発言の取消しのような旨の答弁がございましたので、私もそのことについてちょっと過剰な表現でちょっとつつくような表現をしたことは謝罪させていただきます。

その中で、今町長の答弁もありましたが、私も6月、9月とこの町長のセクハラ問題に対していろいろとやっておりますが、本来なら私もこんなことはしたくありません。町長も強い心、弱い心とありますが、やはり人間そういうもので人をやっぱり傷つけてというのは、本来ならやりたくないことではあります。みんな平和で、みんな仲よくというのが絶対一番だと思いますが、やはりその被害者の職員の方の声とか、自分が議員であること、支援者の声とかもあるので、私も自分の信念に基づいて質問をさせていただいているということだけはご理解いただきたいなど。町長が決して嫌いだからとか、そういう個人的に、最近うわさで、ちょっと何か長谷川が町長を蹴落として次出るんじゃないかみたいなのうわさをしているのをちらっと何か入ってきたことがあります。僕はそんなことはもう100%ありませんので、単純に議員としての使命を果たしているだけでございますので、早くこういうことは終わりにしたいなどは思っております。

そこで、最後、再々質問、先ほどの答弁とはちょっと別なんです。ちょっとこれも言うと町長は怒るかもしれませんが、僕の中で、やはり小島町長の先ほどの私の一般質問の答弁を皆さん聞いたりとか、今までの、僕も議員になって2年ですが、質問に対しての答弁とかを聞いていると、やはりどうしてもちょっと行き当たりばつりの考えから来る発言なのかなというのがちょっと私的に思っております。日本全国各市町村の首長の選挙が行われて、トップに選挙に当選するようになりますが、やはりそこがゴールでは絶対駄目だと思うんですよ。その役職、私も議員になったらそれがゴールとか、そうじゃなくて、大事なものは、そこになってからがスタートで、そこから何をなすかというのが絶対に必要なことだと思うんですよ。

その中で、やはりリーダーというのは、まず一番いいのは未来志向でビジョンを描

くことなんです、手前から考えるんじゃなくて、やはり未来志向でビジョンを描いて、自分の後ろにいる職員、議会、住民をやはりそのビジョンを達成するためにやはり目標をつくってそこを一緒に越えていくんだ、ついてこいとやるのが、リーダーと言われる方のリーダー像ということなんです、ここでちょっと私も本当にそのビジョンを今までも何回か質問しようと思ったんですが、はっきりと小島町長の口から岐南町の今後のビジョン、どういう町を目指すのかというのを、そんな端的な形でいいので、本当にこういう町にしたいという、例えば医療・福祉なのか、子育てなのか、そこにちょっとプラスアルファぐらいでいいとは思いますが、どういう町を目指して今町政をやられているのかという、そのビジョンをちょっと示していただきたいなというお願いの再々質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（後藤友紀君） 小島英雄町長。

○町長（小島英雄君） 全くの質問にないことですが、やはり今長谷川議員が言われたことは大事なことで、答弁いたします。

昨日、岩田議員の質問の中でもちょっと触れましたが、根本的な考え方としては、誰もが住んで楽しいまちづくり、住んでよかったまちづくり、これを目指しております。

一番今問題になっているのは、岐南町にたくさん若い夫婦、子供さんが引っ越してみえます。そうした中で、何が足りないか。やはり子供の居場所なんです。子供の居場所づくりをどうしたらいいかと。昨日も岩田議員の質問の中で言いましたが、岐阜市、各務原市、笠松町、瑞穂市、みんなあるんですね。大きな子供の居場所ということで、大きな遊園地みたいなやつが。そこで皆さんが一日楽しんで遊べる、そんなような子供の居場所づくりを考えております。差し当たって今年度、来年の3月までですが、ほほえみ会館等で、室内で遊べる子供の居場所づくりを何としても改善したいということで、総合政策課等でやっております。もちろん補助金等の関係もありますので、補助金を使ってできるように、本当に今の子供は日進月歩ですので、どういふものがあるのかを考えながら、常に考えてやるようにと指示を出しております。

そして、年配の方々には、本当に風呂がなくなって申し訳ありませんが、風呂の維持費だけでも、例えばくつろぎ苑だけでも700万、その老人センターでも1,000万以上かかりますし、やすらぎ苑ではもう2,000万ぐらいかかるんですよ。それは僅かの人のために税金を使うことよりも、違うほうでやっていきたい。そのために、年配の人たちにどう喜んでもらえるかを今考えている最中なんです。来年の3月までには出したいと思っております。

1つは、やはり健康のためにも、グラウンドゴルフは最近行ってもだんだん減って

きておりますので、昔のように、昔といたらおかしいんですが、10年ぐらい前のように大勢の方が見えないんですよ。やはりグラウンドゴルフも離れておられるかなあと思って。やはり根強いのはカラオケではないかなあと思って。カラオケなら声を出すし、発声もできるし、姿勢もよくなるし、体もよくなると聞いておりますので、今年の10月15日のお祭り、ぎなんフェスタには、東、西、北と3名ずつ9名で喉自慢を、予選で勝ち抜いた人たちに競っていただくと。これからももっと各地区、岐南町でも主催で老人のカラオケ大会を開催したいと、皆さんに喜んでもらえるような大会、そんなことを考えております。もっと違うことがあればあれですが、少しずつ皆さんが外へ出て楽しんで、一日楽しめるような、そういう娯楽を考えております。うちにおっては、引き籠もっては認知症になるといけませんので、やはり皆さんと会話していただいて、少しでも脳の活性化をしていただきたいと願っております。

若い人たちには、やはり岐南町で何をしたいかという、若い人はそれでありますが、サンデー健診等も去年から始めまして好評であります、ここで言いますが、来年からは無料にしようと思っております、19歳から39歳までのサンデー健診は1,000円取っておりましたが。

そういうことも考えながら、いろいろ考えておりますが、総合政策課にはいろんな政策、ちょっとまだここで発表するわけにいきませんが、いろんな政策をもう出しております。これについて検討するようと、これとこれとこれと10ぐらいは出しております。担当課からも何も言っていないから、こちらから出したんですよ。こういうのを検討してほしいと。長谷川議員が来ていただければ、そういうことも話しながら、議員の考えも聞きながら進めていこうと思っております。取りあえず、こちらのことをやっていきたい、そんな思いであります。子供からお年寄りまで、元気で過ごしていただくというのが基本方針です。

幸いに私が町長になってから、自慢するわけではありませんが、いろんな人から絵画、絵ですね、そしてびょうぶ、いっぱいもらいました。国宝級のびょうぶももらいました。今これ、審査するところありますので、今年11月3日から5日の間、展示会をします、ぜひ見に来ていただきたいと思っております。これは各大学の先生らに評価していただきますので、どういう評価をされるか知りませんが、私は本当に古い本物だと思っておりますので、私なりに調べましたので。そういうことを含めて、文化の薫り高い岐南町になっていくのではないかと。

今までなかったものなり、外では獅子舞のことも、動のほうでは獅子舞、静のほうでは絵画、びょうぶがあるということで、そろったのではないかと思っております。まだまだやりたいことはいっぱいありますが、自分ではできる限りのことはやってい

きます。

急に言われましたのであれですが、夢は持っております。だから、皆さんの考え方も取り入れていこうと思っておりますので、皆さん、こうしてほしいと、それについて内部で検討してまいりますので、どんどんどんどん出していただければ、議員の皆さんも町民の代表でありますので、皆さんの意見も聞きながら進めていこうと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

————— ◇ —————

散会

○議長（後藤友紀君） 以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

明日から9月21日までの6日間は議事の都合により休会とし、9月22日午前10時から会議を開きます。

午後 2時48分 散会

————— ◇ —————

本会議録の正当であることを認め、ここに署名する。

岐南町議会議長

後 藤 友 紀

岐南町議会議員

渡 邊 憲 司

岐南町議会議員

木 下 美津子

